＜参　考　資　料＞

PART2　報告22～35

報告	22

杉並区個人情報の保護に関する安全管理措置等基準　自己点検表

対象業務名	農業振興支援に関する業務
主管部課名	区民生活部産業振興センター

該当	点検事項	新規・変更	実施予定年月日	根拠法令等
○	個人情報の保有等	変更	令和8年7月23日	
○	外部委託	新規	令和8年7月23日	
	指定管理		令和　年　月　日	
	労働者派遣		令和　年　月　日	
	目的外利用		令和　年　月　日	
	外部提供		令和　年　月　日	
	電算入力		令和　年　月　日	
	外部結合		令和　年　月　日	

案件の概要

杉並区内の農地における獣害対策として、農家からのわな設置申出の受付から、現地対応、捕獲及び処分までを一体的に行う新規事業を民間事業者への委託により実施する。

【個人情報の保有等】
- 個人情報の利用目的に「区内農業の振興に係る事業を実施するため」を追加する。
- 対象とする個人の範囲に「事業利用者」を追加する。
- 「わな設置場所」等2項目を新たに記録する。

【外部委託】
農業者からのわな設置申出受付、わな設置、害獣の捕獲及び処分を外部委託する。

デジタル・セキュリティ部会での審議結果	令和　年　月　日
	□ 報告了承
	□ 以下のとおり
	（　　）

備考

登録年月日	令和　5　年　4　月　1　日

個人情報の保有の記録

業務の名称	農業振興支援　　に関する業務	
部課名	区民生活部産業振興センター	
個人情報の利用目的	・農業の振興に係る補助金等を交付するため ・区内農業の振興に係る事業を実施するため	
対象となる個人の範囲	各種補助金等の交付申請者、事業利用者	
個人情報の取得方法	☑ 本人から取得　☐ 本人以外から取得	
	本人以外から取得の根拠又は理由	
個人情報の記録の方法	☑ 文書(紙)　☑ 共有フォルダ　☐ 電子計算組織　☐ その他:	
電子計算組織の名称(記録項目は別紙「電子計算組織への記録」参照)	1	
	2	
	3	
	4	
	5	
	6	

個人情報の記録の内容	基本情報	財産等の情報	心身等の情報	生活状況等の情報	社会活動等の情報
	氏名 住所 電話番号 年齢 印影 わな設置場所	資産 収入 事業内容		口座番号 獣害の状況	職業・勤務先 役職・地位 団体加入の有無等

報告	22

自己点検表①(個人情報の保有・本人以外からの個人情報の取得)

業務の名称	農業振興支援に関する業務
主管部課名	区民生活部産業振興センター
業務の根拠法令等	
利用目的(全体)	区内農業の振興に係る事業を実施するため

対象となる個人の範囲(第1号)	事業利用者

No	保有する個人情報の内容 ※下線は要配慮個人情報	1. 個人情報の保有(第2号～第5号)						2. 本人以外からの個人情報の取得(第6号)	
		・保有する個人情報の利用目的は何か。〈第2号〉 ・保有する個人情報が利用目的の達成に必要な範囲を超えていないか。〈第3号〉		・利用目的を変更する場合、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲か。〈第4号〉		・本人から直接書面(電磁的記録を含む。)に記録された個人情報を取得するときの利用目的を明示する方法は何か。(法第62条各号のいずれかに該当する場合はその旨)〈第5号〉		・本人以外から個人情報を取得する根拠法令又は相当の理由は何か。〈第6号〉	
		☑	利用目的	☑	変更前の利用目的との相当の関連性	☑	利用目的を明示する方法等	☑	根拠法令又は相当の理由
1	氏名	☑	申出者の確認を行うため	□		☑	申請書に利用目的を明示する	□	
2	住所	☑	申出者の確認を行うため	□		☑	申請書に利用目的を明示する	□	
3	電話番号	☑	申出者の確認を行うため	□		☑	申請書に利用目的を明示する	□	
4	わな設置場所	☑	わなの設置場所を確認するため	□		☑	申請書に利用目的を明示する	□	
5	獣害の状況	☑	わなの設置場所を確認するため	□		☑	申請書に利用目的を明示する	□	
6		□		□		□		□	
7		□		□		□		□	
8		□		□		□		□	
9		□		□		□		□	
10		□		□		□		□	

外部委託の記録1

業務の名称	農業振興支援　　に関する業務			
部課名	区民生活部産業振興センター			
委託先の区分	民間事業者(獣害被害の受付、わな設置・捕獲・処分等)			
委託の期間	☐ 単年度　☑ 継続			
委託の内容	・農業者からのわな設置申出受付 ・農地へのわな設置			
再委託の内容・理由	わなにかかった害獣の捕獲・処分			
委託の条件	☑ 個人情報に関する秘密保持	☑ 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応		
	☑ 個人情報の目的外利用の禁止	☑ 個人情報の消去、媒体の返還及び廃棄		
	☑ 保有個人情報に係る業務の再委託の制限	☑ 法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任		
	☑ 個人情報の第三者への提供の制限	☑ 契約内容の遵守状況についての定期的報告		
	☑ 個人情報の複製等の制限	☑ 個人情報の取扱状況を把握するための監査等		
	☑ 個人情報の安全管理措置	☑ 関係法令の遵守		
個人情報の授受の方法	☐ 閲覧　☑ 文書　☐ 磁気媒体　☐ 外部結合　☑ その他: 電子メール			
	外部結合による授受			

項番	委託先が取り扱う保有個人情報の項目
1	氏名
2	住所
3	わな設置場所
4	電話番号
5	獣害の状況
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	

項番	委託先が取り扱う保有個人情報の項目
26	
27	
28	
29	
30	
31	
32	
33	
34	
35	
36	
37	
38	
39	
40	
41	
42	
43	
44	
45	
46	
47	
48	
49	
50	

報告	22

自己点検表②-1(☑外部委託・□指定管理者)

業務の名称	農業振興支援に関する業務
主管部課名	区民生活部産業振興センター
業務の根拠法令等	
利用目的(全体)	区内農業の振興に係る事業を実施するため

委託先又は指定管理者に行わせる業務の内容〈第1号〉	ア	農業者からのわな設置申出受付、わな設置
	イ	
	ウ	
	エ	
再委託等を行う業務の内容(再委託等を行う場合)	わなにかかった害獣の捕獲・処分	

No	委託先等に取り扱わせる保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	委託先等が取扱う保有個人情報(業務別) ア	イ	ウ	エ	1. 委託先等に取り扱わせる保有個人情報(第5号) ・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を取り扱わせる必要があるか。〈第5号〉 ☑	委託先等に取り扱わせることが必要な理由
1	氏名	○				☑	申出者の確認を行うため
2	住所	○				☑	申出者の確認を行うため
3	わな設置場所	○				☑	わなの設置場所を確認するため
4	電話番号	○				☑	申出者の確認を行うため
5	獣害の状況	○				☑	わなの設置場所を確認するため
6						□	
7						□	
8						□	
9						□	
10						□	

報告	22

自己点検表②-2(☑外部委託・□指定管理者)

業務の名称	農業振興支援に関する業務
主管部課名	区民生活部産業振興センター
業務の根拠法令等	
利用目的(全体)	区内農業の振興に係る事業を実施するため

2. 委託先又は指定管理者が取り扱う個人情報の重要度に応じ、委託事業者又は指定管理者の選定に関する選定基準等を定めているか。〈第2号〉			
☑		選定に使用した選定基準等	
☑	①	個人情報に係る外部委託契約仕様書の特記ガイドライン	
3. 委託先又は指定管理者に係る契約条項(第3号)			
・契約の締結に当たり、次の事項を契約書等に明記するか。〈第3号〉			
☑		契約書等への記載事項	契約書に記載しない場合、その理由と代替措置
☑	②	個人情報に関する秘密保持、利用目的以外の目的のための利用の禁止等の義務に関する事項〈第3号ア〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑	③	**【外部委託の場合】**再委託の制限又は事前承認等の再委託に係る条件等に関する事項(当該再委託先が、委託先の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。)である場合も同様とする。)〈第3号イ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
無	④	**【指定管理者の場合】**委託の制限又は事前承認等の委託に係る条件等に関する事項(当該委託先が、指定管理者の子会社である場合も同様とする。)〈第3号ウ〉	
☑	⑤	個人情報の第三者への提供の制限に関する事項〈第3号エ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑	⑥	個人情報の複製等の制限に関する事項〈第3号オ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑	⑦	個人情報の安全管理措置に関する事項〈第3号カ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑	⑧	個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項〈第3号キ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑	⑨	委託終了時における個人情報の消去、媒体の返還及び廃棄に関する事項〈第3号ク〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑	⑩	法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項〈第3号ケ〉	仕様書に記載する。
☑	⑪	**【外部委託の場合】**契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び委託先における委託された個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項(再委託先の監査等に関する事項を含む。)〈第3号コ〉	仕様書及び個人情報に係る特記仕様書に記載する。
無	⑫	**【指定管理者の場合】**契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び指定管理者における個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項(指定管理者の委託先の監査等に関する事項を含む。)〈第3号サ〉	
☑	⑬	関係法令の遵守に関する事項〈第3号シ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
4. 委託先又は指定管理者に係る確認事項(第4号、第6号～第10号)			
・委託先又は指定管理者に業務を行わせるに当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第4号、第6号～第10号〉			
☑		確認事項	確認事項への具体的対応・代替措置等
☑	⑭	委託先又は指定管理者における責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認するか。〈第4号〉	契約締結後、責任者及び従事者の氏名等を明記した業務従事者一覧を速やかに提出させ、個人情報の管理状況の検査に関する事項について書面で確認する。
☑	⑮	委託する業務又は指定管理者が行う業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容及びその量等に応じて、作業の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理の状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認を行うか。〈第6号〉	本事業の利用見込みが年間20件程度であるため、書面で報告を受けることを予定しているが、報告内容に疑義がある場合実地検査等を実施することとしている。
☑	⑯	**【外部委託の場合】**委託先が再委託を行う場合、委託先に、再委託先に行わせる業務の内容、取り扱わせる保有個人情報の範囲及びその妥当性の確認並びに①～⑭の措置を講じさせ、再委託される業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて委託先を通じて又は個人情報保護管理責任者自らが⑮の措置を実施するか。(保有個人情報の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合(再々委託以降に委託を行う場合を含む。)を含む。)〈第7号〉	委託先に、再委託先に行わせる業務の内容、取り扱わせる保有個人情報の範囲及びその妥当性の確認並びに①～⑭までの措置を講じさせ、区が⑮の措置を講じる。
無	⑰	**【指定管理者の場合】**指定管理者が委託を行う場合、指定管理者に、⑯の外部委託の例により必要な措置を講じさせるか。〈第8号〉	
☑	⑱	**委託先又は指定管理者に個人情報を提供するに当たり**、漏えい等による被害発生のリスクを低減する観点から、委託する業務又は指定管理者が行う業務の内容、保有個人情報の秘匿性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずるか。〈第9号〉	委託先が取り扱う個人情報は全て業務に必要であるため、当該措置は実施しない
□	⑲	委託先又は指定管理者との個人情報の授受に当たり、漏えい等を防止するために必要な措置を講ずるか。〈第10号〉	個人情報の授受にあたっては、暗号化設定を行ったメール、又は文書については直接窓口で受け渡しを行う。

報告	23

杉並区個人情報の保護に関する安全管理措置等基準　自己点検表

対象業務名	後期高齢者医療保険制度に関する業務
主管部課名	保健福祉部国保年金課

該当	点検事項	新規・変更	実施予定年月日	根拠法令等
	個人情報の保有等		令和　年　月　日	
	外部委託		令和　年　月　日	
	指定管理		令和　年　月　日	
	労働者派遣		令和　年　月　日	
	目的外利用		令和　年　月　日	
	外部提供		令和　年　月　日	
○	電算入力	変更	令和8年5月25日	
	外部結合		令和　年　月　日	

案件の概要	後期高齢者医療制度では、令和7年8月1日より、全ての被保険者へ資格確認書を交付している。令和8年8月1日より、過去のマイナ保険証利用実績を参照し、一定の利用実績のある被保険者には資格確認書ではなく、資格情報のお知らせが交付される。令和8年5月25日より、資格情報のお知らせ交付判定のために必要なマイナ保険証利用状況についての情報がシステム上に新規で追加されることとなったため、電子計算組織への記録に項目の追加を行う。 【電算入力】 後期高齢者医療広域連合電算処理システムに「集計対象年月」を含む5項目を記録する。

デジタル・セキュリティ部会での審議結果	令和　年　月　日
	報告了承
	以下のとおり
	（　　）

備考	

電子計算組織への記録

電子計算組織の名称	後期高齢者医療広域連合電算処理システム		
利用業務	No	利用業務名	利用部課名
	1	後期高齢者医療保険制度	国保年金課
	2		
	3		
	4		
	5		
	6		
	7		

項番	記録の項目
－	1～353(略)
354	集計対象年月
355	直近1年分利用回数
356	直近2年分利用回数
357	直近3年分利用回数
358	マイナ保険証最新利用日

項番	記録の項目

報告	23

自己点検表⑤-1（電算入力）

業務の名称	後期高齢者医療保険制度に関する業務
主管部課名	保健福祉部国保年金課
業務の根拠法令等	
利用目的（全体）	後期高齢者医療保険制度に係る事務を行うため

システム名	後期高齢者医療広域連合電算処理システム
区の機関が管理する電子計算組織への記録を行う業務の内容（電子計算組織の処理内容・利用方法）	資格情報のお知らせ交付対象者を判定する

No	区の機関が管理する電子計算組織に記録する保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1．電子計算組織に記録する保有個人情報の範囲及び妥当性（第1号） 業務の実施に当たり、当該保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録する必要があるか。〈第1号〉	
		☑	電子計算組織への記録が必要な理由
1	集計対象年月	☑	資格情報のお知らせ交付対象者を判定するため
2	直近1年分利用回数	☑	資格情報のお知らせ交付対象者を判定するため
3	直近2年分利用回数	☑	資格情報のお知らせ交付対象者を判定するため
4	直近3年分利用回数	☑	資格情報のお知らせ交付対象者を判定するため
5	マイナ保険証最新利用日	☑	資格情報のお知らせ交付対象者を判定するため
6		□	
7		□	
8		□	
9		□	
10		□	

No	区の機関が管理する電子計算組織に記録する保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1．電子計算組織に記録する保有個人情報の範囲及び妥当性（第1号） 業務の実施に当たり、当該保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録する必要があるか。〈第1号〉	
		☑	電子計算組織への記録が必要な理由
11		□	
12		□	
13		□	
14		□	
15		□	
16		□	
17		□	
18		□	
19		□	
20		□	

報告	23

自己点検表⑤-2(電算入力)

業務の名称	後期高齢者医療保険制度に関する業務
主管部課名	保健福祉部国保年金課
業務の根拠法令等	
利用目的(全体)	後期高齢者医療保険制度に係る事務を行うため

2. 電子計算組織に係る確認事項(第2号～第5号)

・保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録するに当たっての確認事項〈第2号〉

☑	①	対象者数〈第2号ア〉	約14万	人	☑	②	操作員数〈第2号イ〉	20	人	☑	③	操作員種別〈第2号ウ〉	区職員及び区職員以外	操作員の詳細〈第2号ウ関連〉	国保年金課高齢者医療係職員及び委託職員
☑	④	データ処理件数〈第2号エ〉	約14万	件	☑	⑤	操作端末種別〈第2号オ〉	その他		(その他の場合)操作端末の詳細〈第2号オ関連〉		東京都後期高齢者医療広域連合より貸与されている			

・区の機関が管理する電子計算組織への記録に当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第3号～第5号〉

☑		確認事項			確認事項への具体的対応・代替措置等
☑	⑥	保有個人情報の秘匿性等その内容(※)に応じて必要な措置を行うか。〈第3号〉 ※特定の個人の識別の容易性の程度、要配慮個人情報の有無、漏えい等が発生した場合に生じ得る被害の性質・程度など	☑	バックアップ	自動で日次バックアップを行う。
			☑	データの暗号化	データは全て暗号化されている。
			☑	ログの取得管理	自動で取得されたアクセスログを保険者側で月次で確認している。
			☑	パスワード認証	PC及びシステムへのログインにあたっては、個人のIDとパスワード認証(または生体認証)を行う。また、パスワードは90日に1度変更を行う。
			無	ICカード認証	
			☑	生体認証	PCへのログインにあたっては生体認証を導入している。
			☑	データ持ち出し管理ソフトの導入	データ持ち出し管理ソフトを導入している。
			☑	ウイルス対策ソフトの導入	ウイルス対策ソフトを導入している。
			☑	無停電電源装置(UPS)の導入	サーバに無停電電源装置を導入している。
			無	(その他)	
☑	⑦	アクセスする権限を有する職員等の範囲及び権限の内容を、業務を行う上で必要最小限の範囲に限定しているか。〈第4号〉	システムにアクセスできるのは、業務担当者のみに制限する。		
☑	⑧	保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、保有個人情報の複製及び送信並びに保有個人情報が記録された媒体の外部への送付及び持ち出しができる場合を必要最小限に限定しているか。〈第5号〉	当システムからのデータ持ち出しは、杉並区システムまたは、委託業者のみにしか行っていない。		

報告	24

杉並区個人情報の保護に関する安全管理措置等基準　自己点検表

対象業務名	乳幼児健康診査等に関する業務
主管部課名	杉並保健所保健サービス課、子ども家庭部地域子育て支援課

該当	点検事項	新規・変更	実施予定年月日	根拠法令等
○	個人情報の保有等	変更	令和8年7月23日	母子保健法第13条
○	外部委託	新規	令和8年7月23日	母子保健法第13条
	指定管理		令和　年　月　日	
	労働者派遣		令和　年　月　日	
○	目的外利用	新規	令和8年7月23日	母子保健法第13条
	外部提供		令和　年　月　日	
○	電算入力	新規	令和8年7月23日	母子保健法第13条
	外部結合		令和　年　月　日	

案件の概要

こども家庭庁から令和10年度までに全国の自治体での実施を目指すことが示されている5歳児健康診査（以下「5歳児健診」という。）について、区では、令和10年度からの本格実施を見据え、この間、庁内検討会を設置し、福祉・教育分野との連携や杉並区医師会との意見交換を行いながら、準備を進めてきた。これまでの検討を踏まえた結果、円滑な実施に向けた実効性のある体制を整備する等の必要があるため、令和8年度は、区立保育園8園及び区立子供園3園の4歳児クラスに在園する児童（以下「対象児」という。）を対象に健診のモデル事業を実施する。モデル事業の実施に当たり、新たに個人情報の保有等を行うため、これらに係る自己点検を実施する。

【個人情報の保有】
対象となる個人の範囲に「5歳児」を追加し、「在園状況」等4項目を新たに記録する。
【外部委託】
対象児の保護者及び保育者に対し、Webアンケートを行い回答を得た上で、その結果を基に、研究成果に基づくアルゴリズムを用い、発達等に課題があると考えられる幼児（以下「受診勧奨児」という。）を判定し、保健センターでの医師による診察等を実施する。
アンケートの実施及び受診勧奨児の判定に係る業務については、他自治体における5歳児健診での活用実績を有する民間事業者に委託する。
【目的外利用】
対象児を把握するため、「保育に関する業務」から、「幼稚園・子供園・保育園名」等4項目を目的外利用する。
【電算入力】
対象児の5歳児健診実施状況等を正確かつ効率的に管理するため、新たに「5歳児健診管理台帳」を設置する。

デジタル・セキュリティ部会での審議結果	令和　年　月　日
	報告了承
	以下のとおり
	（　　）

備考	

登録年月日	令和　5　年　4　月　1　日

個人情報の保有の記録

業務の名称	乳幼児健康診査等　　に関する業務	
部課名	杉並保健所保健サービス課、子ども家庭部地域子育て支援課	
個人情報の利用目的	①新生児聴覚検査及び乳幼児健康診査（新生児聴覚検査精密健康診査及び乳幼児精密健康診査を含む）の実施 ②乳幼児経過観察健康診査（専門医）の実施　③心理相談（経過観察）の実施 ④乳幼児歯科健康診査・歯科相談の実施 ⑤行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定された事務を行うため	
対象となる個人の範囲	①新生児・1か月児・4か月児・6か月児・9か月児・1歳6か月児・3歳児**・5歳児** ②③1か月児・4か月児・1歳6か月児・3歳児の健康診査で経過観察を必要とする乳幼児 ④1歳6か月児・3歳児、5歳未満の乳幼児 ①～④の家族等の関係者	
個人情報の取得方法	☑ 本人から取得　☑ 本人以外から取得	
	本人以外から取得の根拠又は理由	対象児の把握を行う必要があるため。
個人情報の記録の方法	☑ 文書（紙）　☑ 共有フォルダ　☑ 電子計算組織　☐ その他：	
電子計算組織の名称（記録項目は別紙「電子計算組織への記録」参照）	1	母子保健システム
	2	新生児聴覚検査の費用助成システム
	3	5歳児健診管理台帳
	4	
	5	
	6	

個人情報の記録の内容	基本情報	財産等の情報	心身等の情報	生活状況等の情報	社会活動等の情報
	氏名 住所 性別 生年月日 電話番号 住所等異動状況 個人番号	口座情報	健康状態 身体障害の状況 傷病等の状況 治療等の状況 診断結果の状況 相談・指導の内容 心理状況 予防接種の状況 妊娠・出産状況 入院等の状況 日常生活動作の状況	家族構成 家庭環境 生活習慣 食生活の状況 健康保険加入状況 公費負担の状況 在園状況 アンケートID 回答内容 受診勧奨児の判定結果	職業

報告	24

自己点検表①(個人情報の保有・本人以外からの個人情報の取得)

業務の名称	乳幼児健康診査等に関する業務
主管部課名	杉並保健所保健サービス課、子ども家庭部地域子育て支援課
業務の根拠法令等	母子保健法第13条
利用目的(全体)	乳幼児健康診査等の実施のため

対象となる個人の範囲 (第1号)	①新生児・1か月児・4か月児・6か月児・9か月児・1歳6か月児・3歳児**・5歳児** ②③1か月児・4か月児・1歳6か月児・3歳児の健康診査で経過観察を必要とする乳幼児 ④1歳6か月児・3歳児、5歳未満の乳幼児 ①～④の家族等の関係者

No	保有する個人情報の内容 ※下線は要配慮個人情報	1. 個人情報の保有(第2号～第5号)						2. 本人以外からの個人情報の取得(第6号)	
		・保有する個人情報の利用目的は何か。<第2号> ・保有する個人情報が利用目的の達成に必要な範囲を超えていないか。<第3号>		・利用目的を変更する場合、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲か。<第4号>		・本人から直接書面(電磁的記録を含む。)に記録された個人情報を取得するときの利用目的を明示する方法は何か。(法第62条各号のいずれかに該当する場合はその旨)<第5号>		・本人以外から個人情報を取得する根拠法令又は相当の理由は何か。<第6号>	
		☑	利用目的	☑	変更前の利用目的との相当の関連性	☑	利用目的を明示する方法等	☑	根拠法令又は相当の理由
1	在園状況	☑	対象児の在籍する保育園、幼稚園等の保育者に対してアンケートを実施するため。	□		☑	保護者アンケート内に利用目的を明示する。	☑	対象児の把握を行う必要があるため。
2	アンケートID	☑	アンケートの実施状況の管理を行うため	□		☑	保護者アンケート内に利用目的を明示する。	□	
3	回答内容	☑	アンケートの実施状況の管理を行うため。	□		☑	保護者アンケート内に利用目的を明示する。	□	
4	受診勧奨児の判定結果	☑	受診勧奨児の判定を行うため。	□		□		☑	アンケートに基づくスクリーニングの結果として保有する必要があるため。
5		□		□		□		□	
6		□		□		□		□	
7		□		□		□		□	
8		□		□		□		□	
9		□		□		□		□	
10		□		□		□		□	

外部委託の記録1

業務の名称	乳幼児健康診査等　　に関する業務	
部課名	杉並保健所保健サービス課、子ども家庭部地域子育て支援課	
委託先の区分	民間事業者（5歳児健診アンケートの実施及び受診勧奨児の判定）	
委託の期間	☐ 単年度　☑ 継続	
委託の内容	5歳児健診アンケートの実施及び受診勧奨児の判定に係る業務	
再委託の内容・理由		
委託の条件	☑ 個人情報に関する秘密保持	☑ 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応
	☑ 個人情報の目的外利用の禁止	☑ 個人情報の消去、媒体の返還及び廃棄
	☑ 保有個人情報に係る業務の再委託の制限	☑ 法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任
	☑ 個人情報の第三者への提供の制限	☑ 契約内容の遵守状況についての定期的報告
	☑ 個人情報の複製等の制限	☑ 個人情報の取扱状況を把握するための監査等
	☑ 個人情報の安全管理措置	☑ 関係法令の遵守
個人情報の授受の方法	☐ 閲覧　☐ 文書　☐ 磁気媒体　☐ 外部結合　☑ その他：メール	
	外部結合による授受	

項番	委託先が取り扱う保有個人情報の項目
1	氏名
2	住所
3	生年月日
4	アンケートID
5	回答内容
6	受診勧奨児の判定結果
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	

項番	委託先が取り扱う保有個人情報の項目
26	
27	
28	
29	
30	
31	
32	
33	
34	
35	
36	
37	
38	
39	
40	
41	
42	
43	
44	
45	
46	
47	
48	
49	
50	

報告	24

自己点検表②-1(☑外部委託・□指定管理者)

業務の名称	乳幼児健康診査等に関する業務
主管部課名	杉並保健所保健サービス課、子ども家庭部地域子育て支援課
業務の根拠法令等	母子保健法第13条
利用目的(全体)	5歳児健診実施状況等を効率的に管理するため

委託先又は指定管理者に行わせる業務の内容〈第1号〉	ア	アンケートの実施及び受診勧奨児の判定に係る業務
	イ	
	ウ	
	エ	
再委託等を行う業務の内容(再委託等を行う場合)		

No	委託先等に取り扱わせる保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	委託先等が取扱う保有個人情報(業務別) ア	イ	ウ	エ	1. 委託先等に取り扱わせる保有個人情報(第5号) ・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を取り扱わせる必要があるか。〈第5号〉 ☑	委託先等に取り扱わせることが必要な理由
1	氏名	○				☑	アンケートを実施する対象児の特定のため
2	住所	○				☑	アンケートを実施する対象児の特定のため
3	生年月日	○				☑	アンケートを実施する対象児の特定のため
4	アンケートID	○				☑	アンケートの実施状況の管理を行うため
5	回答内容	○				☑	アンケートの実施状況の管理及び区へのアンケート結果の共有を行うため
6	受診勧奨児の判定結果	○				☑	受診勧奨児の判定及び区への受診勧奨児の情報の共有を行うため
7						□	
8						□	
9						□	
10						□	

報告	24

自己点検表②-2(☑外部委託・□指定管理者)

業務の名称	乳幼児健康診査等に関する業務
主管部課名	杉並保健所保健サービス課、子ども家庭部地域子育て支援課
業務の根拠法令等	母子保健法第13条
利用目的(全体)	5歳児健診実施状況等を効率的に管理するため

2. 委託先又は指定管理者が取り扱う個人情報の重要度に応じ、
委託事業者又は指定管理者の選定に関する選定基準等を定めているか。〈第2号〉

☑	選定に使用した選定基準等
☑ ①	個人情報に係る外部委託契約仕様書の特記ガイドライン

3. 委託先又は指定管理者に係る契約条項(第3号)

・契約の締結に当たり、次の事項を契約書等に明記するか。〈第3号〉

☑	契約書等への記載事項	契約書に記載しない場合、その理由と代替措置
☑ ②	個人情報に関する秘密保持、利用目的以外の目的のための利用の禁止等の義務に関する事項〈第3号ア〉	個人情報に係る特記仕様書に明記する。
☑ ③	**【外部委託の場合】**再委託の制限又は事前承認等の再委託に係る条件等に関する事項(当該再委託先が、委託先の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。)である場合も同様とする。)〈第3号イ〉	個人情報に係る特記仕様書に明記する。
無 ④	**【指定管理者の場合】**委託の制限又は事前承認等の委託に係る条件等に関する事項(当該委託先が、指定管理者の子会社である場合も同様とする。)〈第3号ウ〉	
☑ ⑤	個人情報の第三者への提供の制限に関する事項〈第3号エ〉	個人情報に係る特記仕様書に明記する。
☑ ⑥	個人情報の複製等の制限に関する事項〈第3号オ〉	個人情報に係る特記仕様書に明記する。
☑ ⑦	個人情報の安全管理措置に関する事項〈第3号カ〉	個人情報に係る特記仕様書に明記する。
☑ ⑧	個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項〈第3号キ〉	個人情報に係る特記仕様書に明記する。
☑ ⑨	委託終了時における個人情報の消去、媒体の返還及び廃棄に関する事項〈第3号ク〉	個人情報に係る特記仕様書に明記する。
☑ ⑩	法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項〈第3号ケ〉	個人情報に係る特記仕様書に明記する。
☑ ⑪	**【外部委託の場合】**契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び委託先における委託された個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項(再委託先の監査等に関する事項を含む。)〈第3号コ〉	個人情報に係る特記仕様書に明記する。
無 ⑫	**【指定管理者の場合】**契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び指定管理者における個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項(指定管理者の委託先の監査等に関する事項を含む。)〈第3号サ〉	
☑ ⑬	関係法令の遵守に関する事項〈第3号シ〉	個人情報に係る特記仕様書に明記する。

4. 委託先又は指定管理者に係る確認事項(第4号、第6号～第10号)

・委託先又は指定管理者に業務を行わせるに当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第4号、第6号～第10号〉

☑	確認事項	確認事項への具体的対応・代替措置等
☑ ⑭	委託先又は指定管理者における責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認するか。〈第4号〉	委託仕様書において、情報管理体制表(個人情報の管理体制及び実施体制)の提出を求めるとともに、個人情報に係る特記仕様書において、検査に関する事項を記載する。
☑ ⑮	委託する業務又は指定管理者が行う業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容及びその量等に応じて、作業の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理の状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認を行うか。〈第6号〉	委託事業者は、杉並区以外のスクリーニングも実施しており、取り扱う情報の秘匿性が高いことから、執務環境等は秘匿する必要がある。そのため、契約期間内の実地検査は行わず、代替措置として委託仕様書において、区が個人情報の管理の状況について書面での報告を求めることができる旨を記載する。
☑ ⑯	**【外部委託の場合】**委託先が再委託を行う場合、委託先に、再委託先に行わせる業務の内容、取り扱わせる保有個人情報の範囲及びその妥当性の確認並びに①～⑭の措置を講じさせ、再委託される業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて委託先を通じて又は個人情報保護管理責任者自らが⑮の措置を実施するか。(保有個人情報の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合(再々委託以降に委託を行う場合を含む。)を含む。)〈第7号〉	再委託は発生しない。
無 ⑰	**【指定管理者の場合】**指定管理者が委託を行う場合、指定管理者に、⑯の外部委託の例により必要な措置を講じさせるか。〈第8号〉	
☑ ⑱	**委託先又は指定管理者に個人情報を提供するに当たり**、漏えい等による被害発生のリスクを低減する観点から、委託する業務又は指定管理者が行う業務の内容、保有個人情報の秘匿性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずるか。〈第9号〉	提供する保有個人情報は全て業務に必要なものであるため、当該措置は実施しない。
☑ ⑲	委託先又は指定管理者との個人情報の授受に当たり、漏えい等を防止するために必要な措置を講ずるか。〈第10号〉	個人情報に係る特記仕様書において、必要な措置に関する事項を記載する。

目的外利用をした記録1

目的外利用をした業務の名称	(a) 乳幼児健康診査等	に関する業務
目的外利用をした業務の利用目的	5歳児健診モデル事業の対象児を把握するため	
目的外利用の根拠	☐ 法第69条第1項(法令に基づく場合)	
	☐ 法第69条第2項第1号(本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき)	
	☑ 法第69条第2項第2号(相当の理由があるとき)	
	上記の法令根拠又は相当の理由	5歳児健診モデル事業の対象児を把握するため
目的外利用の方法	☐ 閲覧 ☑ 文書 ☐ 電子計算組織 ☐ その他:	
目的外利用をされた業務の名称	(b) 保育	に関する業務

項番	(a)が目的外利用した(b)の保有個人情報項目
1	幼稚園・子供園・保育園名
2	氏名
3	住所
4	生年月日
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	

項番	(a)が目的外利用した(b)の保有個人情報項目
26	
27	
28	
29	
30	
31	
32	
33	
34	
35	
36	
37	
38	
39	
40	
41	
42	
43	
44	
45	
46	
47	
48	
49	
50	

報告	24

自己点検表④-1(☑目的外利用・□外部提供)

業務の名称	乳幼児健康診査等に関する業務
主管部課名	杉並保健所保健サービス課、子ども家庭部地域子育て支援課
業務の根拠法令等	母子保健法第13条
利用目的(全体)	5歳児健診実施状況等を効率的に管理するため

目的外利用	目的外利用を行う業務の名称	保育に関する業務					
	部課名	子ども家庭部保育課					
	目的外利用を行う理由	5歳児健診モデル事業の対象児を把握するため					
外部提供	外部提供先の種別						
	外部提供先(詳細)						
	外部提供の方法				方法(詳細)		

No	目的外利用又は外部提供を行う保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 目的外利用・外部提供を行う保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号) 業務の実施に当たり、当該保有個人情報を目的外利用又は外部提供する必要があるか。〈第1号〉 ☑	目的外利用又は外部提供が必要な理由	No	目的外利用又は外部提供を行う保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 目的外利用・外部提供を行う保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号) 業務の実施に当たり、当該保有個人情報を目的外利用又は外部提供する必要があるか。〈第1号〉 ☑	目的外利用又は外部提供が必要な理由
1	幼稚園・子供園・保育園名	☑	5歳児健診モデル事業の対象児を把握するため	11		□	
2	氏名	☑	5歳児健診モデル事業の対象児を把握するため	12		□	
3	住所	☑	5歳児健診モデル事業の対象児を把握するため	13		□	
4	生年月日	☑	5歳児健診モデル事業の対象児を把握するため	14		□	
5		□		15		□	
6		□		16		□	
7		□		17		□	
8		□		18		□	
9		□		19		□	
10		□		20		□	

報告	24

自己点検表④-2(☑目的外利用・□外部提供)

業務の名称	乳幼児健康診査等に関する業務
主管部課名	杉並保健所保健サービス課、子ども家庭部地域子育て支援課
業務の根拠法令等	母子保健法第13条
利用目的(全体)	5歳児健診実施状況等を効率的に管理するため

2. 目的外利用・外部提供に係る確認事項(第2号～第7号)					
・目的外利用又は外部提供を行うに当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第2号～第7号〉					
☑		確認事項	具体的内容・具体的対応等		
☑	①	・目的外利用又は外部提供を行う根拠は何か。 〈第2号・第3号〉	根拠	**根拠をプルダウンから選択⇒**	❹【利用目的以外の目的の場合】法第69条第2項第2号
				【目的外利用】 行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。	
			具体的内容	**【根拠法令、本人同意の方法、相当の理由、特別な理由等について記載】** 対象児の把握を行う必要があるため	
無	②	法第69条第2項第3号の規定に基づき他の行政機関等に保有個人情報を提供する場合であって、必要があると認めるときは、法第70条の規定に基づき③及び④に規定する措置を講ずるか。〈第4号〉			
無	③	法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合にあっては、法第70条の規定に基づき、提供先との間において、原則として、利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等を記載した書面(電磁的記録を含む。)を取り交わすか。〈第5号〉			
無	④	③のほか、法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合にあっては、法第70条の規定に基づき、保有個人情報の取扱いに係る安全確保の措置を講ずることを求めるとともに、必要があると認めるときは、当該提供をする前又は随時に実地の調査等を行い、当該措置の状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の必要な措置を講ずるか。〈第6号〉			
無	⑤	**個人情報を提供するに当たり、**漏えい等による被害発生のリスクを低減する観点から、提供先の利用目的、保有個人情報の秘匿性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずるか。〈第7号〉			
3. 利用目的以外の目的のための外国にある第三者への外部提供に係る確認事項(第8号～第10号)					
利用目的以外の目的のために保有個人情報を外国にある第三者に提供する場合、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第8号～第10号〉					
☑		確認事項	具体的内容・具体的対応等		
無	⑥	法第71条第1項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供する場合にあっては、同項の規定に基づき本人の同意を得るか。〈第8号〉			
無	⑦	法第71条第1項の規定に基づき本人の同意を得る場合にあっては、同条第2項の規定に基づき当該本人に参考となるべき外国における個人情報の保護に関する制度に係る情報等を提供するか。 〈第9号〉			
無	⑧	法第71条第3項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供した場合にあっては、同項の規定に基づき必要な措置を講じるか。〈第10号〉			

電子計算組織への記録

電子計算組織の名称	5歳児健診管理台帳		
利用業務	No	利用業務名	利用部課名
	1	乳幼児健康診査等に関する業務	
	2		
	3		
	4		
	5		
	6		
	7		

項番	記録の項目
1	宛名番号
2	氏名
3	住所
4	生年月日
5	アンケートID
6	回答内容
7	受診勧奨児の判定結果
8	健診結果
9	カンファレンス結果
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	

項番	記録の項目
26	
27	
28	
29	
30	
31	
32	
33	
34	
35	
36	
37	
38	
39	
40	
41	
42	
43	
44	
45	
46	
47	
48	
49	
50	

報告	24

自己点検表⑤-1（電算入力）

業務の名称	乳幼児健康診査等に関する業務
主管部課名	杉並保健所保健サービス課、子ども家庭部地域子育て支援課
業務の根拠法令等	母子保健法第13条
利用目的（全体）	5歳児健診実施状況等を効率的に管理するため

システム名	5歳児健診管理台帳
区の機関が管理する電子計算組織への記録を行う業務の内容（電子計算組織の処理内容・利用方法）	5歳児健診の対象児の受診状況を管理する。

No	区の機関が管理する電子計算組織に記録する保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1．電子計算組織に記録する保有個人情報の範囲及び妥当性（第1号） 業務の実施に当たり、当該保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録する必要があるか。〈第1号〉 ☑	電子計算組織への記録が必要な理由	No	区の機関が管理する電子計算組織に記録する保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1．電子計算組織に記録する保有個人情報の範囲及び妥当性（第1号） 業務の実施に当たり、当該保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録する必要があるか。〈第1号〉 ☑	電子計算組織への記録が必要な理由
1	宛名番号	☑	正確かつ効率的な事務処理を実施するため	11		□	
2	氏名	☑	正確かつ効率的な事務処理を実施するため	12		□	
3	住所	☑	正確かつ効率的な事務処理を実施するため	13		□	
4	生年月日	☑	正確かつ効率的な事務処理を実施するため	14		□	
5	アンケートID	☑	正確かつ効率的な事務処理を実施するため	15		□	
6	回答内容	☑	正確かつ効率的な事務処理を実施するため	16		□	
7	受診勧奨児の判定結果	☑	正確かつ効率的な事務処理を実施するため	17		□	
8	健診結果	☑	正確かつ効率的な事務処理を実施するため	18		□	
9	カンファレンス結果	☑	正確かつ効率的な事務処理を実施するため	19		□	
10		□		20		□	

報告	24

自己点検表⑤-2(電算入力)

業務の名称	乳幼児健康診査等に関する業務
主管部課名	杉並保健所保健サービス課、子ども家庭部地域子育て支援課
業務の根拠法令等	母子保健法第13条
利用目的(全体)	5歳児健診実施状況等を効率的に管理するため

2. 電子計算組織に係る確認事項(第2号～第5号)

・保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録するに当たっての確認事項〈第2号〉

☑	①	対象者数〈第2号ア〉	約200	人	☑	②	操作員数〈第2号イ〉	約15	人	☑	③	操作員種別〈第2号ウ〉	区職員	操作員の詳細〈第2号ウ関連〉	保健サービス課・地域子育て支援課常勤職員及び会計年度任用職員
☑	④	データ処理件数〈第2号エ〉	約200	件	☑	⑤	操作端末種別〈第2号オ〉	内部情報系端末(switchPC)		(その他の場合)操作端末の詳細〈第2号オ関連〉					

・区の機関が管理する電子計算組織への記録に当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第3号～第5号〉

☑	確認事項		確認事項への具体的対応・代替措置等	
☑	⑥	保有個人情報の秘匿性等その内容(※)に応じて必要な措置を行うか。〈第3号〉 ※特定の個人の識別の容易性の程度、要配慮個人情報の有無、漏えい等が発生した場合に生じ得る被害の性質・程度など	☑	バックアップ：自動で日次バックアップを行う。
			☑	データの暗号化：システム環境はインターネットから分離されている。
			☑	ログの取得管理：ログ取得ソフトにより、随時自動で取得されたアクセスログを、課内で定期的に確認を行っている。
			☑	パスワード認証：区職員PCのログインに当たっては、個人のIDとパスワード認証を行う。また、パスワードは90日に1度変更を行う。
			無	ICカード認証
			☑	生体認証：区職員PCには生体認証を導入している。
			☑	データ持ち出し管理ソフトの導入：区職員PCにはデータ持ち出し管理ソフトを導入している。
			☑	ウイルス対策ソフトの導入：区職員PCにはウイルス対策ソフトを導入している。
			☑	無停電電源装置(UPS)の導入：サーバに無停電電源装置を導入している。
			無	(その他)
☑	⑦	アクセスする権限を有する職員等の範囲及び権限の内容を、業務を行う上で必要最小限の範囲に限定しているか。〈第4号〉	アクセス権限は、5歳児健診業務に従事する職員に限定する。	
☑	⑧	保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、保有個人情報の複製及び送信並びに保有個人情報が記録された媒体の外部への送付及び持ち出しができる場合を必要最小限に限定しているか。〈第5号〉	複製及び送信並びに記録媒体の外部への送付及び持ち出しは行わない。	

報告	25

杉並区個人情報の保護に関する安全管理措置等基準　自己点検表

対象業務名	杉並区立体育施設の指定管理 杉並区立公園の指定管理
主管部課名	区民生活部スポーツ振興課 都市整備部みどり公園課

該当	点検事項	新規・変更	実施予定年月日	根拠法令等
	個人情報の保有等		令和　年　月　日	
	外部委託		令和　年　月　日	
○	指定管理	新規	令和8年10月1日	
	労働者派遣		令和　年　月　日	
	目的外利用		令和　年　月　日	
	外部提供		令和　年　月　日	
	電算入力		令和　年　月　日	
	外部結合		令和　年　月　日	

案件の概要

下高井戸おおぞら公園について、「災害時等に避難ができる公園」「地域の方の健康増進に繋がるスポーツのできる公園」「既存のみどりを活用し四季を感じるみどりのある公園」の3つの基本方針からなる基本計画を平成26年度に策定し、平成29年度に公園西側部分を開園した。その後、スポーツコートを中心とした公園東側の整備を進め、令和8年10月に全面開園することとなった。

管理運営に当たっては、公園とスポーツコートの一体性の確保、さらには近隣の下高井戸運動場等との連携を図る観点から、現在の区南部における体育施設等（松ノ木運動場、永福体育館、下高井戸運動場、下高井戸区民集会所）のグループに加え、指定管理者による一体的な管理運営を行う。

【指定管理】

杉並区立下高井戸おおぞら公園及び杉並区下高井戸おおぞら公園スポーツコートについて、指定管理者に管理・運営を行わせる。

○指定期間

令和8年10月1日から令和14年3月31日まで（5年6か月間）

デジタル・セキュリティ部会での審議結果	令和　年　月　日	
		報告了承
		以下のとおり
	（　　）	

備考	

登録年月日	令和　8　年　10　月　1　日

指定管理の記録

公の施設の名称	杉並区下高井戸おおぞら公園スポーツコート	
所管部課名	区民生活部スポーツ振興課	
指定管理者の区分	民間事業者	
指定管理者の指定期間	令和8年10月1日～令和14年3月31日	
公の施設の管理の業務内容	体育施設の管理運営	
個人情報の取扱いに係る管理の基準	☑ 個人情報に関する秘密保持	☑ 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応
	☑ 個人情報の目的外利用の禁止	☑ 個人情報の消去、媒体の返還及び廃棄
	☑ 保有個人情報に係る業務の委託の制限	☑ 法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任
	☑ 個人情報の第三者への提供の制限	☑ 契約内容の遵守状況についての定期的報告
	☑ 個人情報の複製等の制限	☑ 個人情報の取扱状況を把握するための監査等
	☑ 個人情報の安全管理措置	☑ 関係法令の遵守
個人情報の授受の方法	☐ 閲覧　☑ 文書　☑ 磁気媒体　☐ 外部結合　☑ その他：電子メール	
	外部結合による授受	

項番	指定管理者が取り扱う保有個人情報の項目
1	氏名
2	住所
3	性別
4	生年月日
5	電話番号
6	ファックス番号
7	メールアドレス
8	利用者ID
9	利用者パスワード
10	利用者区分
11	利用施設名
12	利用日時
13	利用目的
14	利用料金減免・還付事由
15	利用料金徴収額
16	使用人数
17	使用備品
18	利用停止期間
19	登録団体名称・代表者名
20	受付番号
21	受付年月日
22	抽選結果
23	託児氏名
24	託児年齢
25	続柄

項番	指定管理者が取り扱う保有個人情報の項目
26	個人番号
27	講師謝礼金額
28	源泉徴収額
29	口座
30	受付状況
31	受講教室名
32	職業・勤務先
33	学校名・学年
34	障害の種類・程度
35	健康状態
36	スポーツの習熟度
37	団体名・役職・地位
38	学歴・経歴
39	資格
40	団体加入の有無等
41	参加実績
42	教室等実績
43	容姿
44	音声の記録
45	
46	
47	
48	
49	
50	

登録年月日	令和　8　年　10　月　1　日

指定管理の記録

公の施設の名称	杉並区立下高井戸おおぞら公園	
所管部課名	都市整備部みどり公園課	
指定管理者の区分	民間事業者	
指定管理者の指定期間	令和8年10月1日～令和14年3月31日	
公の施設の管理の業務内容	公園施設の管理運営	
個人情報の取扱いに係る管理の基準	☑ 個人情報に関する秘密保持	☑ 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応
	☑ 個人情報の目的外利用の禁止	☑ 個人情報の消去、媒体の返還及び廃棄
	☑ 保有個人情報に係る業務の委託の制限	☑ 法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任
	☑ 個人情報の第三者への提供の制限	☑ 契約内容の遵守状況についての定期的報告
	☑ 個人情報の複製等の制限	☑ 個人情報の取扱状況を把握するための監査等
	☑ 個人情報の安全管理措置	☑ 関係法令の遵守
個人情報の授受の方法	☐ 閲覧　☑ 文書　☑ 磁気媒体　☐ 外部結合　☑ その他：電子メール	
	外部結合による授受	

項番	指定管理者が取り扱う保有個人情報の項目
1	氏名
2	住所
3	生年月日
4	電話番号
5	ファックス番号
6	メールアドレス
7	口座
8	団体名・役職・地位
9	資格
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	

項番	指定管理者が取り扱う保有個人情報の項目
26	
27	
28	
29	
30	
31	
32	
33	
34	
35	
36	
37	
38	
39	
40	
41	
42	
43	
44	
45	
46	
47	
48	
49	
50	

報告	25

自己点検表②-1(□外部委託・☑指定管理者)

業務の名称	杉並区立体育施設の指定管理に関する業務
主管部課名	区民生活部スポーツ振興課
業務の根拠法令等	杉並区体育施設等に関する条例
利用目的(全体)	体育施設の管理運営

委託先又は指定管理者に行わせる業務の内容〈第1号〉	ア	施設の利用受付・承認及び利用料金の徴収等に関する業務
	イ	スポーツ教室等の実施業務
	ウ	遺失・取得物管理に関する業務
	エ	施設の維持管理に関する業務
再委託等を行う業務の内容(再委託等を行う場合)	機械警備、設備保守点検(空調設備等)、清掃	

No	委託先等に取り扱わせる保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	委託先等が取扱う保有個人情報(業務別) ア	イ	ウ	エ	1. 委託先等に取り扱わせる保有個人情報(第5号) ・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を取り扱わせる必要があるか。〈第5号〉 ☑	委託先等に取り扱わせることが必要な理由
1	氏名	○	○	○	○	☑	施設の利用申請をする者の情報を管理するため スポーツ教室等に参加する者(講師等含む)を管理するため 遺失した者を管理し、遺失物を持ち主に返却するため 委託先との契約を管理するため
2	住所	○	○	○	○	☑	施設の利用申請をする者の情報を管理するため スポーツ教室等に参加する者(講師等含む)を管理するため 遺失した者を管理し、遺失物を持ち主に返却するため 委託先との契約を管理するため
3	性別		○	○		☑	スポーツ教室等に参加する者(講師等含む)を管理するため 遺失した者を管理し、遺失物を持ち主に返却するため
4	生年月日	○	○	○	○	☑	施設の利用申請をする者の情報を管理するため スポーツ教室等に参加する者(講師等含む)を管理するため 遺失した者を管理し、遺失物を持ち主に返却するため 委託先との契約を管理するため
5	電話番号	○	○	○	○	☑	施設の利用申請をする者の情報を管理するため スポーツ教室等に参加する者(講師等含む)を管理するため 遺失した者を管理し、遺失物を持ち主に返却するため 委託先との契約を管理するため
6	ファックス番号	○	○	○	○	☑	施設の利用申請をする者の情報を管理するため スポーツ教室等に参加する者(講師等含む)を管理するため 遺失した者を管理し、遺失物を持ち主に返却するため 委託先との契約を管理するため
7	メールアドレス	○	○	○	○	☑	施設の利用申請をする者の情報を管理するため スポーツ教室等に参加する者(講師等含む)を管理するため 遺失した者を管理し、遺失物を持ち主に返却するため 委託先との契約を管理するため
8	利用者ID	○				☑	施設の利用申請を受け付けるため
9	利用者パスワード	○				☑	システムの運用上、利用者パスワードの確認が必要なため
10	利用者区分	○				☑	施設の利用申請を受け付けるため

委託先等に取り扱わせる保有個人情報 ※下線は 要配慮個人情報		委託先等が取扱う保有個人情報 （業務別）				1．委託先等に取り扱わせる保有個人情報（第5号）	
						・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を取り扱わせる必要があるか。 〈第5号〉	
No		ア	イ	ウ	エ	☑	委託先等に取り扱わせることが必要な理由
11	利用施設名	○				☑	施設の利用申請を受け付けるため
12	利用日時	○				☑	施設の利用申請を受け付けるため
13	利用目的	○				☑	施設の利用申請を受け付けるため
14	利用料金減免・還付事由	○				☑	利用料金の減免、還付を行うため
15	利用料金徴収額	○				☑	利用料金の収納状況を管理するため
16	使用人数	○				☑	施設の利用申請を受け付けるため
17	使用備品	○				☑	施設の利用申請を受け付けるため
18	利用停止期間	○				☑	施設の利用申請の可否を決めるため
19	登録団体名称・代表者名	○				☑	施設の利用申請を受け付けるため
20	受付番号	○				☑	施設の利用申請を管理するため
21	受付年月日	○				☑	施設の利用申請を管理するため
22	抽選結果	○				☑	施設の利用申請を管理するため
23	託児氏名		○			☑	スポーツ教室等の参加者の被保護者の一時預かりのため
24	託児年齢		○			☑	スポーツ教室等の参加者の被保護者の一時預かりのため

委託先等に取り扱わせる保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報 No		委託先等が取扱う保有個人情報（業務別） ア	イ	ウ	エ	1．委託先等に取り扱わせる保有個人情報（第5号） ・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を取り扱わせる必要があるか。〈第5号〉 ☑	委託先等に取り扱わせることが必要な理由
25	続柄		○			☑	スポーツ教室等の参加者の被保護者の一時預かりのため
26	個人番号		○			☑	スポーツ教室等の講師等を務める者に謝礼を支払うため
27	講師謝礼金額		○			☑	スポーツ教室等の講師等を務める者に謝礼を支払うため
28	源泉徴収額		○			☑	スポーツ教室等の講師等を務める者に謝礼を支払うため
29	口座		○		○	☑	スポーツ教室等の講師等を務める者に謝礼を支払うため 委託先に契約金額を支払うため
30	受付状況		○			☑	スポーツ教室等の申込状況を把握するため
31	受講教室名		○			☑	スポーツ教室等の参加者を把握するため
32	職業・勤務先		○			☑	スポーツ教室等の講師等を務める者を管理するため
33	学校名・学年		○			☑	スポーツ教室等の参加者を把握するため
34	障害の種類・程度		○			☑	スポーツ教室等の参加者を把握するため
35	健康状態		○			☑	スポーツ教室等の参加者を把握するため
36	スポーツの習熟度		○			☑	スポーツ教室等の参加者を把握するため
37	団体名・役職・地位		○		○	☑	スポーツ教室等の講師等を務める者を管理するため 委託先との契約を管理するため
38	学歴・経歴		○			☑	スポーツ教室等の講師等を務める者を管理するため

委託先等に取り扱わせる保有個人情報 ※下線は 要配慮個人情報 No		委託先等が取扱う保有個人情報 （業務別）				1．委託先等に取り扱わせる保有個人情報（第5号） ・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を取り扱わせる必要があるか。 〈第5号〉	
		ア	イ	ウ	エ	☑	委託先等に取り扱わせることが必要な理由
39	資格		○		○	☑	スポーツ教室等の講師等を務める者を管理するため 委託先との契約を管理するため
40	団体加入の有無等		○			☑	スポーツ教室等の講師等を務める者を管理するため
41	参加実績		○			☑	スポーツ教室等の参加状況を把握するため
42	教室等実績		○			☑	スポーツ教室等の講師等を務める者を管理するため
43	容姿		○			☑	スポーツ教室等の実施状況を記録するため
44	音声の記録		○			☑	スポーツ教室等の実施状況を記録するため
45						□	
46						□	
47						□	
48						□	
49						□	
50						□	
51						□	
52						□	

報告	25

自己点検表②-2(□外部委託・☑指定管理者)

業務の名称	杉並区立体育施設の指定管理に関する業務
主管部課名	区民生活部スポーツ振興課
業務の根拠法令等	杉並区体育施設等に関する条例
利用目的(全体)	体育施設の管理運営

2. 委託先又は指定管理者が取り扱う個人情報の重要度に応じ、委託事業者又は指定管理者の選定に関する選定基準等を定めているか。〈第2号〉			
☑	選定に使用した選定基準等		
☑	①	個人情報に係る外部委託契約仕様書の特記ガイドライン	
3. 委託先又は指定管理者に係る契約条項(第3号)			
・契約の締結に当たり、次の事項を契約書等に明記するか。〈第3号〉			
☑	契約書等への記載事項	契約書に記載しない場合、その理由と代替措置	
☑	②	個人情報に関する秘密保持、利用目的以外の目的のための利用の禁止等の義務に関する事項〈第3号ア〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
無	③	**【外部委託の場合】**再委託の制限又は事前承認等の再委託に係る条件等に関する事項(当該再委託先が、委託先の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。)である場合も同様とする。)〈第3号イ〉	
☑	④	**【指定管理者の場合】**委託の制限又は事前承認等の委託に係る条件等に関する事項(当該委託先が、指定管理者の子会社である場合も同様とする。)〈第3号ウ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑	⑤	個人情報の第三者への提供の制限に関する事項〈第3号エ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑	⑥	個人情報の複製等の制限に関する事項〈第3号オ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑	⑦	個人情報の安全管理措置に関する事項〈第3号カ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑	⑧	個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項〈第3号キ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑	⑨	委託終了時における個人情報の消去、媒体の返還及び廃棄に関する事項〈第3号ク〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑	⑩	法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項〈第3号ケ〉	基本協定書に記載する。
無	⑪	**【外部委託の場合】**契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び委託先における委託された個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項(再委託先の監査等に関する事項を含む。)〈第3号コ〉	
☑	⑫	**【指定管理者の場合】**契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び指定管理者における個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項(指定管理者の委託先の監査等に関する事項を含む。)〈第3号サ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑	⑬	関係法令の遵守に関する事項〈第3号シ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
4. 委託先又は指定管理者に係る確認事項(第4号、第6号～第10号)			
・委託先又は指定管理者に業務を行わせるに当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第4号、第6号～第10号〉			
☑	確認事項	確認事項への具体的対応・代替措置等	
☑	⑭	委託先又は指定管理者における責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認するか。〈第4号〉	情報管理責任者及び従事者の役職名・氏名及び情報管理体制における役割を記載した「情報管理体制表」を提出させる。仕様書に個人情報の管理の状況についての検査に関する事項を記載する。
☑	⑮	委託する業務又は指定管理者が行う業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容及びその量等に応じて、作業の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理の状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認を行うか。〈第6号〉	年1回、実地検査を行う。
無	⑯	**【外部委託の場合】**委託先が再委託を行う場合、委託先に、再委託先に行わせる業務の内容、取り扱わせる保有個人情報の範囲及びその妥当性の確認並びに①～⑭の措置を講じさせ、再委託される業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて委託先を通じて又は個人情報保護管理責任者自らが⑮の措置を実施するか。(保有個人情報の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合(再々委託以降に委託を行う場合を含む。)を含む。)〈第7号〉	
☑	⑰	**【指定管理者の場合】**指定管理者が委託を行う場合、指定管理者に、⑯の外部委託の例により必要な措置を講じさせるか。〈第8号〉	実施する。
☑	⑱	**委託先又は指定管理者に個人情報を提供するに当たり**、漏えい等による被害発生のリスクを低減する観点から、委託する業務又は指定管理者が行う業務の内容、保有個人情報の秘匿性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずるか。〈第9号〉	実施する。
☑	⑲	委託先又は指定管理者との個人情報の授受に当たり、漏えい等を防止するために必要な措置を講ずるか。〈第10号〉	実施する。

報告	25

自己点検表②-1(□外部委託・☑指定管理者)

業務の名称	杉並区立公園の指定管理に関する業務
主管部課名	都市整備部みどり公園課
業務の根拠法令等	杉並区立公園条例
利用目的(全体)	公園施設の管理運営

委託先又は指定管理者に行わせる業務の内容〈第1号〉	ア	物件を設けない占用の許可及び利用料金の徴収等に関する業務
	イ	遺失・取得物管理に関する業務
	ウ	施設の維持管理に関する業務
	エ	
再委託等を行う業務の内容(再委託等を行う場合)	機械警備、設備保守点検(空調設備等)、清掃、駐車場管理、園地の維持管理業務	

No	委託先等に取り扱わせる保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	委託先等が取扱う保有個人情報(業務別) ア	イ	ウ	エ	1. 委託先等に取り扱わせる保有個人情報(第5号) ・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を取り扱わせる必要があるか。〈第5号〉 ☑	委託先等に取り扱わせることが必要な理由
1	氏名	○	○	○		☑	占用申請する者の情報を管理するため 遺失した者を管理し、遺失物を持ち主に返却するため 委託先との契約を管理するため
2	住所	○	○	○		☑	占用申請する者の情報を管理するため 遺失した者を管理し、遺失物を持ち主に返却するため 委託先との契約を管理するため
3	生年月日	○	○	○		☑	占用申請する者の情報を管理するため 遺失した者を管理し、遺失物を持ち主に返却するため 委託先との契約を管理するため
4	電話番号	○	○	○		☑	占用申請する者の情報を管理するため 遺失した者を管理し、遺失物を持ち主に返却するため 委託先との契約を管理するため
5	ファックス番号	○	○	○		☑	占用申請する者の情報を管理するため 遺失した者を管理し、遺失物を持ち主に返却するため 委託先との契約を管理するため
6	メールアドレス	○	○	○		☑	占用申請する者の情報を管理するため 遺失した者を管理し、遺失物を持ち主に返却するため 委託先との契約を管理するため
7	口座			○		☑	委託先との契約を管理するため
8	団体名・役職・地位	○		○		☑	占用申請する者の情報を管理するため 委託先との契約を管理するため
9	資格			○		☑	委託先との契約を管理するため
10						□	

報告	25

自己点検表②-2(□外部委託・☑指定管理者)

業務の名称	杉並区立公園の指定管理に関する業務
主管部課名	都市整備部みどり公園課
業務の根拠法令等	杉並区立公園条例
利用目的(全体)	公園施設の管理運営

2. 委託先又は指定管理者が取り扱う個人情報の重要度に応じ、委託事業者又は指定管理者の選定に関する選定基準等を定めているか。〈第2号〉			
☑	選定に使用した選定基準等		
☑	①	個人情報に係る外部委託契約仕様書の特記ガイドライン	
3. 委託先又は指定管理者に係る契約条項(第3号)			
・契約の締結に当たり、次の事項を契約書等に明記するか。〈第3号〉			
☑	契約書等への記載事項	契約書に記載しない場合、その理由と代替措置	
☑	②	個人情報に関する秘密保持、利用目的以外の目的のための利用の禁止等の義務に関する事項〈第3号ア〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
無	③	**【外部委託の場合】**再委託の制限又は事前承認等の再委託に係る条件等に関する事項(当該再委託先が、委託先の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。)である場合も同様とする。)〈第3号イ〉	
☑	④	**【指定管理者の場合】**委託の制限又は事前承認等の委託に係る条件等に関する事項(当該委託先が、指定管理者の子会社である場合も同様とする。)〈第3号ウ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑	⑤	個人情報の第三者への提供の制限に関する事項〈第3号エ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑	⑥	個人情報の複製等の制限に関する事項〈第3号オ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑	⑦	個人情報の安全管理措置に関する事項〈第3号カ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑	⑧	個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項〈第3号キ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑	⑨	委託終了時における個人情報の消去、媒体の返還及び廃棄に関する事項〈第3号ク〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑	⑩	法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項〈第3号ケ〉	基本協定書に記載する。
無	⑪	**【外部委託の場合】**契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び委託先における委託された個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項(再委託先の監査等に関する事項を含む。)〈第3号コ〉	
☑	⑫	**【指定管理者の場合】**契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び指定管理者における個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項(指定管理者の委託先の監査等に関する事項を含む。)〈第3号サ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑	⑬	関係法令の遵守に関する事項〈第3号シ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
4. 委託先又は指定管理者に係る確認事項(第4号、第6号～第10号)			
・委託先又は指定管理者に業務を行わせるに当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第4号、第6号～第10号〉			
☑	確認事項	確認事項への具体的対応・代替措置等	
☑	⑭	委託先又は指定管理者における責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認するか。〈第4号〉	情報管理責任者及び従事者の役職名・氏名及び情報管理体制における役割を記載した「情報管理体制表」を提出させる。仕様書に個人情報の管理の状況についての検査に関する事項を記載する。
☑	⑮	委託する業務又は指定管理者が行う業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容及びその量等に応じて、作業の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理の状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認を行うか。〈第6号〉	年1回、実地検査を行う。
無	⑯	**【外部委託の場合】**委託先が再委託を行う場合、委託先に、再委託先に行わせる業務の内容、取り扱わせる保有個人情報の範囲及びその妥当性の確認並びに①～⑭の措置を講じさせ、再委託される業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて委託先を通じて又は個人情報保護管理責任者自らが⑮の措置を実施するか。(保有個人情報の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合(再々委託以降に委託を行う場合を含む。)を含む。)〈第7号〉	
☑	⑰	**【指定管理者の場合】**指定管理者が委託を行う場合、指定管理者に、⑯の外部委託の例により必要な措置を講じさせるか。〈第8号〉	実施する。
☑	⑱	**委託先又は指定管理者に個人情報を提供するに当たり**、漏えい等による被害発生のリスクを低減する観点から、委託する業務又は指定管理者が行う業務の内容、保有個人情報の秘匿性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずるか。〈第9号〉	実施する。
☑	⑲	委託先又は指定管理者との個人情報の授受に当たり、漏えい等を防止するために必要な措置を講ずるか。〈第10号〉	実施する。

報告	26

杉並区個人情報の保護に関する安全管理措置等基準　自己点検表

対象業務名	平和事業に関する業務
主管部課名	区民生活部管理課

該当	点検事項	新規・変更	実施予定年月日	根拠法令等
○	個人情報の保有等	変更	令和8年10月3日	
○	外部委託	新規	令和8年10月3日	
	指定管理		令和　年　月　日	
	労働者派遣		令和　年　月　日	
	目的外利用		令和　年　月　日	
	外部提供		令和　年　月　日	
	電算入力		令和　年　月　日	
	外部結合		令和　年　月　日	

案件の概要

区ではこれまで、区民への啓発事業の継続的な実施や広島市への中学生の学習派遣事業を実施するなどして、区民の平和に対する認識を深めてきたところである。
昨年度、戦後80年事業として、区内にある戦争遺構や平和の象徴を紹介する「すぎなみ平和マップ」を作成したところである。今年度は、このマップを活用し、戦争の記憶を風化させることなく、後世に語り継ぐことを目的に、区内を巡りながら戦争遺構等を区民へ紹介する、スタンプラリーツアーを開催することとした。
開催に当たり、区ではツアー参加者の募集及び選定を行うため、応募者の氏名その他必要な個人情報を記録する。
また、ツアー参加者の区内戦争遺構等への案内などの業務について事業者へ委託する。それに伴い、区が収集した参加者の個人情報を当該事業者へ提供する。

【個人情報の保有等】
当該事業に必要な「申請内容」等、5項目を新たに保有する。

【外部委託】
ツアーに伴う区内戦争遺構等への案内業務について外部委託する。

デジタル・セキュリティ部会での審議結果	令和　年　月　日
	□ 報告了承
	□ 以下のとおり
	（　　）

備考	

登録年月日	令和　5　年　4　月　1　日

個人情報の保有の記録

業務の名称	平和事業　　に関する業務	
部課名	区民生活部管理課平和事業担当	
個人情報の利用目的	参加者や事業協力者の募集を行い、平和事業を実施するため	
対象となる個人の範囲	参加申込者及びその保護者、事業協力者	
個人情報の取得方法	☑ 本人から取得　☐ 本人以外から取得	
	本人以外から取得の根拠又は理由	
個人情報の記録の方法	☑ 文書(紙)　☑ 共有フォルダ　☐ 電子計算組織　☐ その他:	
電子計算組織の名称(記録項目は別紙「電子計算組織への記録」参照)	1	
	2	
	3	
	4	
	5	
	6	

個人情報の記録の内容	基本情報	財産等の情報	心身等の情報	生活状況等の情報	社会活動等の情報
	氏名 住所 性別 生年月日 続柄 電話番号 メールアドレス		健康状態 容姿		学校名・学年・組 推薦理由 申込理由 選考結果 学習の記録 加入団体名 申請内容 抽選結果 学校所在地 勤務先 勤務先所在地

報告	26

自己点検表①(個人情報の保有・本人以外からの個人情報の取得)

業務の名称	平和事業に関する業務
主管部課名	区民生活部管理課
業務の根拠法令等	
利用目的(全体)	参加者や事業協力者の募集を行い、平和事業を実施する

対象となる個人の範囲(第1号)	参加申込者及びその保護者、事業協力者

No	保有する個人情報の内容 ※下線は要配慮個人情報	1. 個人情報の保有(第2号～第5号)						2. 本人以外からの個人情報の取得(第6号)	
		・保有する個人情報の利用目的は何か。<第2号> ・保有する個人情報が利用目的の達成に必要な範囲を超えていないか。<第3号>		・利用目的を変更する場合、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲か。<第4号>		・本人から直接書面(電磁的記録を含む。)に記録された個人情報を取得するときの利用目的を明示する方法は何か。(法第62条各号のいずれかに該当する場合はその旨)<第5号>		・本人以外から個人情報を取得する根拠法令又は相当の理由は何か。<第6号>	
		☑	利用目的	無	変更前の利用目的との相当の関連性	無	利用目的を明示する方法等	無	根拠法令又は相当の理由
1	申請内容	☑	希望コースを管理するため	□		☑	申請書、申請フォームに記載する。	□	
2	抽選結果	☑	抽選結果を管理するため	□		☑	申請書、申請フォームに記載する。	□	
3	学校所在地	☑	対象者要件を確認するため(区内在学)	□		☑	申請書、申請フォームに記載する。	□	
4	勤務先	☑	対象者要件を確認するため(区内在勤)	□		☑	申請書、申請フォームに記載する。	□	
5	勤務先所在地	☑	対象者要件を確認するため(区内在勤)	□		☑	申請書、申請フォームに記載する。	□	
6		□		□		□		□	
7		□		□		□		□	
8		□		□		□		□	
9		□		□		□		□	
10		□		□		□		□	

外部委託の記録1

業務の名称	平和事業　　に関する業務			
部課名	区民生活部管理課			
委託先の区分	民間事業者(事業運営)			
委託の期間	□ 単年度　☑ 継続			
委託の内容	すぎなみ平和マップスタンプラリーツアー実施に伴う、事業の運営			
再委託の内容・理由				
委託の条件	☑ 個人情報に関する秘密保持	☑ 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応		
	☑ 個人情報の目的外利用の禁止	☑ 個人情報の消去、媒体の返還及び廃棄		
	☑ 保有個人情報に係る業務の再委託の制限	☑ 法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任		
	☑ 個人情報の第三者への提供の制限	☑ 契約内容の遵守状況についての定期的報告		
	☑ 個人情報の複製等の制限	☑ 個人情報の取扱状況を把握するための監査等		
	☑ 個人情報の安全管理措置	☑ 関係法令の遵守		
個人情報の授受の方法	□ 閲覧　□ 文書　☑ 磁気媒体　□ 外部結合　□ その他:			
	外部結合による授受			

項番	委託先が取り扱う保有個人情報の項目
1	氏名
2	申請内容
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	

項番	委託先が取り扱う保有個人情報の項目
26	
27	
28	
29	
30	
31	
32	
33	
34	
35	
36	
37	
38	
39	
40	
41	
42	
43	
44	
45	
46	
47	
48	
49	
50	

報告	26

自己点検表②-1(☑外部委託・□指定管理者)

業務の名称	平和事業に関する業務
主管部課名	区民生活部管理課
業務の根拠法令等	
利用目的(全体)	参加者や事業協力者の募集を行い、平和事業を実施する

委託先又は指定管理者に行わせる業務の内容〈第1号〉	ア	事業開催時の受付業務
	イ	事業実施時の参加者とのラリー中の帯同による安全確保等の業務
	ウ	
	エ	
再委託等を行う業務の内容(再委託等を行う場合)		

No	委託先等に取り扱わせる保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	委託先等が取扱う保有個人情報(業務別) ア	イ	ウ	エ	1. 委託先等に取り扱わせる保有個人情報(第5号) ・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を取り扱わせる必要があるか。〈第5号〉 ☑	委託先等に取り扱わせることが必要な理由
1	氏名	○	○			☑	受付業務、運営業務に必要であるため
2	申請内容	○				☑	受付業務、運営業務に必要であるため
3						□	
4						□	
5						□	
6						□	
7						□	
8						□	
9						□	
10						□	

報告	26

自己点検表②-2(☑外部委託・□指定管理者)

業務の名称	平和事業に関する業務
主管部課名	区民生活部管理課
業務の根拠法令等	杉並区平和都市宣言
利用目的(全体)	参加者や事業協力者の募集を行い、平和事業を実施する

2. 委託先又は指定管理者が取り扱う個人情報の重要度に応じ、委託事業者又は指定管理者の選定に関する選定基準等を定めているか。〈第2号〉

☑	選定に使用した選定基準等
☑ ①	個人情報に係る外部委託契約仕様書の特記ガイドライン

3. 委託先又は指定管理者に係る契約条項(第3号)

・契約の締結に当たり、次の事項を契約書等に明記するか。〈第3号〉

☑		契約書等への記載事項	契約書に記載しない場合、その理由と代替措置
☑	②	個人情報に関する秘密保持、利用目的以外の目的のための利用の禁止等の義務に関する事項〈第3号ア〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する
☑	③	**【外部委託の場合】**再委託の制限又は事前承認等の再委託に係る条件等に関する事項(当該再委託先が、委託先の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。)である場合も同様とする。)〈第3号イ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する
無	④	**【指定管理者の場合】**委託の制限又は事前承認等の委託に係る条件等に関する事項(当該委託先が、指定管理者の子会社である場合も同様とする。)〈第3号ウ〉	
☑	⑤	個人情報の第三者への提供の制限に関する事項〈第3号エ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する
☑	⑥	個人情報の複製等の制限に関する事項〈第3号オ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する
☑	⑦	個人情報の安全管理措置に関する事項〈第3号カ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する
☑	⑧	個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項〈第3号キ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する
☑	⑨	委託終了時における個人情報の消去、媒体の返還及び廃棄に関する事項〈第3号ク〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する
☑	⑩	法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項〈第3号ケ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する
☑	⑪	**【外部委託の場合】**契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び委託先における委託された個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項(再委託先の監査等に関する事項を含む。)〈第3号コ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する
無	⑫	**【指定管理者の場合】**契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び指定管理者における個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項(指定管理者の委託先の監査等に関する事項を含む。)〈第3号サ〉	
☑	⑬	関係法令の遵守に関する事項〈第3号シ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する

4. 委託先又は指定管理者に係る確認事項(第4号、第6号～第10号)

・委託先又は指定管理者に業務を行わせるに当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第4号、第6号～第10号〉

☑		確認事項	確認事項への具体的対応・代替措置等
☑	⑭	委託先又は指定管理者における責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認するか。〈第4号〉	管理体制及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認する。
☑	⑮	委託する業務又は指定管理者が行う業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容及びその量等に応じて、作業の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理の状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認を行うか。〈第6号〉	本件事業参加者が30名程度であること、事業は1日のみの実施となり、事業者が個人情報を取り扱う期間が極めて短期間であること、また、委託期間が1年未満であることから実地検査は実施せず、書面での報告に替える。
☑	⑯	**【外部委託の場合】**委託先が再委託を行う場合、委託先に、再委託先に行わせる業務の内容、取り扱わせる保有個人情報の範囲及びその妥当性の確認並びに①～⑭の措置を講じさせ、再委託される業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて委託先を通じて又は個人情報保護管理責任者自らが⑮の措置を実施するか。(保有個人情報の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合(再々委託以降に委託を行う場合を含む。)を含む。)〈第7号〉	再委託は行わない。
無	⑰	**【指定管理者の場合】**指定管理者が委託を行う場合、指定管理者に、⑯の外部委託の例により必要な措置を講じさせるか。〈第8号〉	
☑	⑱	**委託先又は指定管理者に個人情報を提供するに当たり**、漏えい等による被害発生のリスクを低減する観点から、委託する業務又は指定管理者が行う業務の内容、保有個人情報の秘匿性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずるか。〈第9号〉	提供する個人情報は全て業務に必用なものであるため、当該措置は実施しない。
☑	⑲	委託先又は指定管理者との個人情報の授受に当たり、漏えい等を防止するために必要な措置を講ずるか。〈第10号〉	情報の記録・整理に際し磁気媒体を使用する場合には、パスワード等の安全管理措置を講じる。

報告	27

杉並区個人情報の保護に関する安全管理措置等基準　自己点検表

対象業務名	町会・自治会への支援に関する業務
主管部課名	区民生活部地域課

該当	点検事項	新規・変更	実施予定年月日	根拠法令等
○	個人情報の保有等	変更	令和8年9月1日	
○	外部委託	新規	令和8年9月1日	
	指定管理		令和　年　月　日	
	労働者派遣		令和　年　月　日	
	目的外利用		令和　年　月　日	
	外部提供		令和　年　月　日	
○	電算入力	新規	令和8年9月1日	
○	外部結合	新規	令和8年9月1日	

案件の概要

町会・自治会活動の活性化や役員の負担軽減、担い手不足といった課題解決に向けては、デジタル化の推進が不可欠である。そのため、令和8年度から情報伝達・共有に役立つ町会・自治会運営支援システムを試験的に導入し、実証実験を行う。町会・自治会運営支援システムは、電子回覧板等の機能を備えたアプリを想定しており、事業者との委託契約にて用意する。
システムの運用保守に当たり、町会・自治会の役員及び会員に関する情報はアプリ利用者本人がアプリに直接登録し、委託事業者が取得する。

【個人情報の保有】
対象となる個人の範囲に「町会・自治会会員」を追加する。
新たに「続柄」を保有する。

【外部委託】
システムの構築及び運用保守業務を新たに外部委託により実施するため、当該委託に係る自己点検を実施する。

【電算入力】
システムにおいて新たに「氏名」等4項目を記録するため、当該電算入力に係る自己点検を実施する。

【外部結合】
区がシステムを利用して団体管理等業務を行うため、区のSWITCHネットワークとシステムをクラウドサービスを通じて新たに外部結合することに伴い、自己点検を実施する。

デジタル・セキュリティ部会での審議結果	令和　年　月　日
	報告了承
	以下のとおり
	（　　）

備考	

登録年月日	令和　5　年　4　月　1　日

個人情報の保有の記録

業務の名称	町会・自治会への支援　　に関する業務	
部課名	区民生活部地域課	
個人情報の利用目的	町会・自治会との連絡のため	
対象となる個人の範囲	町会・自治会役員、町会・自治会員	
個人情報の取得方法	☑ 本人から取得　☐ 本人以外から取得	
	本人以外から取得の根拠又は理由	
個人情報の記録の方法	☑ 文書(紙)　☑ 共有フォルダ　☑ 電子計算組織　☐ その他:	
電子計算組織の名称(記録項目は別紙「電子計算組織への記録」参照)	1	町会・自治会運営支援システム
	2	
	3	
	4	
	5	
	6	

個人情報の記録の内容	基本情報	財産等の情報	心身等の情報	生活状況等の情報	社会活動等の情報
	氏名 住所 生年月日 電話番号 メールアドレス 続柄				役職・地位 団体加入の有無等

報告	27

自己点検表①(個人情報の保有・本人以外からの個人情報の取得)

業務の名称	町会・自治会への支援に関する業務
主管部課名	区民生活部地域課
業務の根拠法令等	
利用目的(全体)	町会・自治会との連絡のため

対象となる個人の範囲(第1号)	町会・自治会役員、町会・自治会員

No	保有する個人情報の内容 ※下線は要配慮個人情報	1. 個人情報の保有(第2号～第5号)						2. 本人以外からの個人情報の取得(第6号)	
		・保有する個人情報の利用目的は何か。〈第2号〉 ・保有する個人情報が利用目的の達成に必要な範囲を超えていないか。〈第3号〉		・利用目的を変更する場合、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲か。〈第4号〉		・本人から直接書面(電磁的記録を含む。)に記録された個人情報を取得するときの利用目的を明示する方法は何か。(法第62条各号のいずれかに該当する場合はその旨)〈第5号〉		・本人以外から個人情報を取得する根拠法令又は相当の理由は何か。〈第6号〉	
		☑	利用目的	☑	変更前の利用目的との相当の関連性	☑	利用目的を明示する方法等	☑	根拠法令又は相当の理由
1	続柄	☑	町会・自治会役員及び会員情報を適切に管理するため	□		☑	システム登録の利用案内等で明示する	□	
2		□		□		□		□	
3		□		□		□		□	
4		□		□		□		□	
5		□		□		□		□	
6		□		□		□		□	
7		□		□		□		□	
8		□		□		□		□	
9		□		□		□		□	
10		□		□		□		□	

外部委託の記録1

業務の名称	町会・自治会への支援　　に関する業務	
部課名	区民生活部地域課	
委託先の区分	民間事業者(町会・自治会運営支援システムの運用保守業務)	
委託の期間	☐ 単年度　☑ 継続	
委託の内容	町会・自治会運営支援システムの設計・構築・導入・運用保守	
再委託の内容・理由		
委託の条件	☑ 個人情報に関する秘密保持	☑ 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応
	☑ 個人情報の目的外利用の禁止	☑ 個人情報の消去、媒体の返還及び廃棄
	☑ 保有個人情報に係る業務の再委託の制限	☑ 法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任
	☑ 個人情報の第三者への提供の制限	☑ 契約内容の遵守状況についての定期的報告
	☑ 個人情報の複製等の制限	☑ 個人情報の取扱状況を把握するための監査等
	☑ 個人情報の安全管理措置	☑ 関係法令の遵守
個人情報の授受の方法	☐ 閲覧　☐ 文書　☐ 磁気媒体　☐ 外部結合　☑ その他: アプリ利用者による入力	
	外部結合による授受	

項番	委託先が取り扱う保有個人情報の項目
1	氏名
2	住所
3	続柄
4	メールアドレス
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	

項番	委託先が取り扱う保有個人情報の項目
26	
27	
28	
29	
30	
31	
32	
33	
34	
35	
36	
37	
38	
39	
40	
41	
42	
43	
44	
45	
46	
47	
48	
49	
50	

報告	27

自己点検表②-1(☑外部委託・□指定管理者)

業務の名称	町会・自治会への支援に関する業務
主管部課名	区民生活部地域課
業務の根拠法令等	
利用目的(全体)	町会・自治会との連絡のため

委託先又は指定管理者に行わせる業務の内容〈第1号〉	ア	町会・自治会運営支援システムの設計・構築・導入・運用保守
	イ	
	ウ	
	エ	
再委託等を行う業務の内容(再委託等を行う場合)		

No	委託先等に取り扱わせる保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	委託先等が取扱う保有個人情報(業務別) ア	イ	ウ	エ	1. 委託先等に取り扱わせる保有個人情報(第5号) ・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を取り扱わせる必要があるか。〈第5号〉 ☑	委託先等に取り扱わせることが必要な理由
1	氏名	○				☑	個人を特定し、連絡・名簿管理を行うため
2	住所	○				☑	所属する町会・自治会の確認のため
3	続柄	○				☑	世帯構成を把握し、会員世帯数の把握などに活用するため
4	メールアドレス	○				☑	利用者本人の確認とアカウント管理のため
5						□	
6						□	
7						□	
8						□	
9						□	
10						□	

報告	27

自己点検表②-2(☑外部委託・□指定管理者)

業務の名称	町会・自治会への支援に関する業務
主管部課名	区民生活部地域課
業務の根拠法令等	
利用目的(全体)	町会・自治会との連絡のため

2. 委託先又は指定管理者が取り扱う個人情報の重要度に応じ、
委託事業者又は指定管理者の選定に関する選定基準等を定めているか。〈第2号〉

☑	選定に使用した選定基準等
☑ ①	個人情報に係る外部委託契約仕様書の特記ガイドライン

3. 委託先又は指定管理者に係る契約条項(第3号)

・契約の締結に当たり、次の事項を契約書等に明記するか。〈第3号〉

☑	契約書等への記載事項	契約書に記載しない場合、その理由と代替措置
☑ ②	個人情報に関する秘密保持、利用目的以外の目的のための利用の禁止等の義務に関する事項〈第3号ア〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑ ③	**【外部委託の場合】**再委託の制限又は事前承認等の再委託に係る条件等に関する事項(当該再委託先が、委託先の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。)である場合も同様とする。)〈第3号イ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
無 ④	**【指定管理者の場合】**委託の制限又は事前承認等の委託に係る条件等に関する事項(当該委託先が、指定管理者の子会社である場合も同様とする。)〈第3号ウ〉	
☑ ⑤	個人情報の第三者への提供の制限に関する事項〈第3号エ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑ ⑥	個人情報の複製等の制限に関する事項〈第3号オ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑ ⑦	個人情報の安全管理措置に関する事項〈第3号カ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑ ⑧	個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項〈第3号キ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑ ⑨	委託終了時における個人情報の消去、媒体の返還及び廃棄に関する事項〈第3号ク〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑ ⑩	法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項〈第3号ケ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑ ⑪	**【外部委託の場合】**契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び委託先における委託された個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項(再委託先の監査等に関する事項を含む。)〈第3号コ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
無 ⑫	**【指定管理者の場合】**契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び指定管理者における個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項(指定管理者の委託先の監査等に関する事項を含む。)〈第3号サ〉	
☑ ⑬	関係法令の遵守に関する事項〈第3号シ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。

4. 委託先又は指定管理者に係る確認事項(第4号、第6号～第10号)

・委託先又は指定管理者に業務を行わせるに当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第4号、第6号～第10号〉

☑	確認事項	確認事項への具体的対応・代替措置等
☑ ⑭	委託先又は指定管理者における責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認するか。〈第4号〉	個人情報に係る特記仕様書及び業務委託仕様書に情報管理体制及び個人情報の管理に関する項目を設ける。
☑ ⑮	委託する業務又は指定管理者が行う業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容及びその量等に応じて、作業の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理の状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認を行うか。〈第6号〉	委託業務等に係る保有個人情報の秘匿性、内容及び取扱量等のリスクに応じて、作業管理体制、実施体制並びに個人情報の管理状況について、少なくとも年1回以上確認を実施する。なお、確認方法については、委託業務において取得する個人情報が利用者本人によりアプリへ直接入力され、委託事業者が管理していること、また、委託事業者において情報セキュリティに関する認証の取得及び定期的な監査が実施されていることを踏まえ、事業者のセキュリティ保護及び業務運営への影響を考慮し、報告書、チェックシート、監査報告書等の書面による確認に替える。 ただし、重大な情報セキュリティインシデントが発生した場合、個人情報の管理状況に懸念が生じた場合その他必要と認められる場合には、実地検査を実施する。
☑ ⑯	**【外部委託の場合】**委託先が再委託を行う場合、委託先に、再委託先に行わせる業務の内容、取り扱わせる保有個人情報の範囲及びその妥当性の確認並びに①～⑭の措置を講じさせ、再委託される業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて委託先を通じて又は個人情報保護管理責任者自らが⑮の措置を実施するか。(保有個人情報の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合(再々委託以降に委託を行う場合を含む。)を含む。)〈第7号〉	再委託は行わない。
無 ⑰	**【指定管理者の場合】**指定管理者が委託を行う場合、指定管理者に、⑯の外部委託の例により必要な措置を講じさせるか。〈第8号〉	
☑ ⑱	**委託先又は指定管理者に個人情報を提供するに当たり**、漏えい等による被害発生のリスクを低減する観点から、委託する業務又は指定管理者が行う業務の内容、保有個人情報の秘匿性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずるか。〈第9号〉	提供する情報は全て業務に必要であるため、措置は行わない。
☑ ⑲	委託先又は指定管理者との個人情報の授受に当たり、漏えい等を防止するために必要な措置を講ずるか。〈第10号〉	個人情報の収受にあたっては、パスワードを設定し、クラウド上でやり取りを行う。また、重要度の高い情報を電子メール、ファイル交換サービス等で送受信する場合は、暗号化、パスワード設定等の保護対策を行う。

電子計算組織への記録

電子計算組織の名称	町会・自治会運営支援システム		
利用業務	No	利用業務名	利用部課名
	1	町会・自治会への支援	区民生活部地域課
	2		
	3		
	4		
	5		
	6		
	7		

項番	記録の項目
1	氏名
2	住所
3	続柄
4	メールアドレス
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	

項番	記録の項目
26	
27	
28	
29	
30	
31	
32	
33	
34	
35	
36	
37	
38	
39	
40	
41	
42	
43	
44	
45	
46	
47	
48	
49	
50	

報告	27

自己点検表⑤-1（電算入力）

業務の名称	町会・自治会への支援に関する業務
主管部課名	区民生活部地域課
業務の根拠法令等	
利用目的（全体）	町会・自治会との連絡のため

システム名	町会・自治会運営支援システム
区の機関が管理する電子計算組織への記録を行う業務の内容（電子計算組織の処理内容・利用方法）	町会・自治会運営支援システムの設計・構築・導入・運用保守

No	区の機関が管理する電子計算組織に記録する保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1．電子計算組織に記録する保有個人情報の範囲及び妥当性（第1号） 業務の実施に当たり、当該保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録する必要があるか。〈第1号〉		No	区の機関が管理する電子計算組織に記録する保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1．電子計算組織に記録する保有個人情報の範囲及び妥当性（第1号） 業務の実施に当たり、当該保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録する必要があるか。〈第1号〉	
		☑	電子計算組織への記録が必要な理由			☑	電子計算組織への記録が必要な理由
1	氏名	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため	11		□	
2	住所	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため	12		□	
3	続柄	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため	13		□	
4	メールアドレス	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため	14		□	
5		□		15		□	
6		□		16		□	
7		□		17		□	
8		□		18		□	
9		□		19		□	
10		□		20		□	

報告	27

自己点検表⑤-2（電算入力）

業務の名称	町会・自治会への支援に関する業務
主管部課名	区民生活部地域課
業務の根拠法令等	
利用目的（全体）	町会・自治会との連絡のため

2. 電子計算組織に係る確認事項（第2号～第5号）

・保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録するに当たっての確認事項〈第2号〉

☑	①	対象者数〈第2号ア〉	8100	人	☑	②	操作員数〈第2号イ〉	50	人	☑	③	操作員種別〈第2号ウ〉	区職員及び区職員以外	操作員の詳細〈第2号ウ関連〉	区職員、町会・自治会役員、民間事業者（町会・自治会運営支援システムの運用保守業務）職員
☑	④	データ処理件数〈第2号エ〉	8100	件	☑	⑤	操作端末種別〈第2号オ〉	内部情報系端末（switchPC）		(その他の場合)操作端末の詳細〈第2号オ関連〉					

・区の機関が管理する電子計算組織への記録に当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第3号～第5号〉

☑	確認事項		確認事項への具体的対応・代替措置等	
☑	⑥	保有個人情報の秘匿性等その内容（※）に応じて必要な措置を行うか。〈第3号〉 ※特定の個人の識別の容易性の程度、要配慮個人情報の有無、漏えい等が発生した場合に生じ得る被害の性質・程度など	☑ バックアップ	データベースは日次のフルバックアップを行い、最低1ヶ月以上の世代管理を行う。
			☑ データの暗号化	データベースサーバーは、インターネットから直接アクセス可能なウェブサーバーとは分離した構成とし、個人情報を保存するデータベースについては適切な暗号化を実施する。
			☑ ログの取得管理	ログ取得ソフトにより、随時自動で取得されたアクセスログを、課内で定期的に確認を行っている。
			□ パスワード認証	システムのログインには、ID及びパスワードを設定する。
			無 ICカード認証	
			☑ 生体認証	区職員PCには生体認証を導入している。
			☑ データ持ち出し管理ソフトの導入	区職員PCにはデータ持ち出し管理ソフトを導入している。 受託者が保有個人情報の複製・送信及び保有個人情報が記録された媒体の外部への送付又は持ち出しを行う場合は、予め区の承認を得る必要がある。
			☑ ウイルス対策ソフトの導入	区職員PCにはウイルス対策ソフトを導入している。受託者はファイアウォールを導入し、各システム利用のために必要な最低限の通信のみ許可するセキュリティ設計を行い、管理画面への接続については、TLSにより暗号化している。
			☑ 無停電電源装置（UPS）の導入	日本国内のデータセンターを利用したシステムを構築する。また各システムで利用するデータのバックアップの保管先についても海外ではなく国内の複数個所にあるデータセンターで実施している。
			無 （その他）	
☑	⑦	アクセスする権限を有する職員等の範囲及び権限の内容を、業務を行う上で必要最小限の範囲に限定しているか。〈第4号〉	区職員については、地域課地域係担当者・地域活動係担当者に限定し、操作前には必要な研修・教育を行う。	
☑	⑧	保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、保有個人情報の複製及び送信並びに保有個人情報が記録された媒体の外部への送付及び持ち出しができる場合を必要最小限に限定しているか。〈第5号〉	受託者が保有個人情報の複製・送信及び保有個人情報が記録された媒体の外部への送付又は持ち出しを行う場合は、予め区の承認を得る必要がある。 また、区職員がシステムを利用し保有個人情報の複製・送信及び保有個人情報が記録された媒体への送付又は持ち出しを行う場合は、上司の承認を得る必要がある。	

外部結合の記録1

業務の名称	町会・自治会への支援　　に関する業務
部課名	区民生活部地域課
外部結合の相手方	クラウドサービス提供事業者 ※電気通信回線の接続先
外部結合の方法	☐ LGWAN回線　☑ インターネット回線　☐ 専用回線: ☐ その他:
外部結合を行う理由	利用者本人が登録した情報をシステム上で確認するため
外部結合によって個人情報を提供・取得する相手方	町会・自治会役員、町会・自治会員
関連帳票	

項番	外部結合による**提供**をした個人情報の項目
1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	
26	
27	
28	
29	
30	

項番	外部結合による**取得**をした個人情報の項目
1	氏名
2	住所
3	続柄
4	メールアドレス
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	
26	
27	
28	
29	
30	

報告	27

自己点検表⑥-1(外部結合)

業務の名称	町会・自治会への支援に関する業務
主管部課名	区民生活部地域課
業務の根拠法令等	
利用目的(全体)	町会・自治会との連絡のため

システム名	町会・自治会運営支援システム
外部結合を行う 業務の内容	利用者本人が登録した情報のシステム上での確認

外部結合によって提供する 保有個人情報・取得する個人情報 ※下線は要配慮個人情報			1. 外部結合によって提供・取得する個人情報の妥当性(第1号・第2号)	
			・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を外部結合により提供又は当該個人情報を外部結合により取得する必要があるか。〈第1号・第2号〉	
No	提供する保有個人情報	取得する個人情報	☑	外部結合が必要な理由
1		氏名	☑	個人を特定し、連絡・名簿管理を行うため
2		住所	☑	所属する町会・自治会の確認のため
3		続柄	☑	世帯構成を把握し、会員世帯数の把握などに活用するため
4		メールアドレス	☑	利用者本人の確認とアカウント管理のため
5			□	
6			□	
7			□	
8			□	
9			□	
10			□	

報告	27

自己点検表⑥-2(外部結合)

業務の名称	町会・自治会への支援に関する業務
主管部課名	区民生活部地域課
業務の根拠法令等	
利用目的(全体)	町会・自治会との連絡のため

2. 外部結合に係る確認事項(第3号～第13号)					
外部結合に係る基本情報〈第3号・第4号〉					
☑	①	外部結合の相手方〈第3号〉	民間事業者	相手方の詳細〈第3号関連〉	クラウドサービス提供者
☑	②	外部結合の方法〈第4号〉	インターネット回線	その他の場合の詳細〈第4号関連〉	

・【提供の場合のみ】外部結合に当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第5号～第13号〉

☑		確認事項	確認事項への具体的対応・代替措置等		
無	③	外部結合により保有個人情報の提供を行う根拠は何か。〈第5号・第6号〉	根拠	根拠をプルダウンから選択⇒	
			具体的内容	【根拠法令、本人同意の方法、相当の理由、特別な理由等について記載】	
無	④	法第69条第2項第3号の規定に基づき他の行政機関等に保有個人情報を外部結合によって提供する場合であって、必要があると認めるときは、法第70条の規定に基づき、⑤及び⑥に規定する措置を講ずるか。〈第7号〉			
無	⑤	法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を外部結合によって提供する場合にあっては、法第70条の規定に基づき、提供先との間において、原則として、利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等を記載した書面(電磁的記録を含む。)を取り交わすか。〈第8号〉			
無	⑥	⑤のほか、法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を外部結合によって提供する場合にあっては、法第70条の規定に基づき、保有個人情報の取扱いに係る安全確保の措置を講ずることを求めるとともに、必要があると認めるときは、当該提供をする前又は随時に実地の調査等を行い、当該措置の状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の必要な措置を講ずるか。〈第9号〉			
無	⑦	**個人情報を提供するに当たり、**漏えい等による被害発生のリスクを低減する観点から、提供先の利用目的、保有個人情報の秘匿性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号等に置き換える等の措置を講ずるか。〈第10号〉			
無	⑧	法第71条第1項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を外部結合によって提供する場合にあっては、同項の規定に基づき本人の同意を得るか。〈第11号〉			
無	⑨	法第71条第1項の規定に基づき本人の同意を得る場合にあっては、同条第2項の規定に基づき当該本人に参考となるべき外国における個人情報の保護に関する制度に係る情報等を提供するか。〈第12号〉			
無	⑩	法第71条第3項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を外部結合によって提供した場合にあっては、同項の規定に基づき必要な措置を講じるか。〈第13号〉			

報告	28

杉並区個人情報の保護に関する安全管理措置等基準　自己点検表

対象業務名	不妊治療費助成に関する業務
主管部課名	杉並保健所健康推進課、保健サービス課

該当	点検事項	新規・変更	実施予定年月日	根拠法令等
○	個人情報の保有等	変更	令和8年10月1日	
	外部委託		令和　年　月　日	
	指定管理		令和　年　月　日	
	労働者派遣		令和　年　月　日	
	目的外利用		令和　年　月　日	
	外部提供		令和　年　月　日	
○	電算入力	変更	令和8年10月1日	
	外部結合		令和　年　月　日	

案件の概要

杉並区は、東京都が行っている全額自費の特定不妊治療（先進治療）に要する費用の一部助成に対して、上乗せ助成をすることで、経済的負担の軽減を図り、安心して出産することができる環境づくりを行っている。
令和8年度10月から東京都の助成内容が変更され、保険診療として受診した体外受精及び顕微授精が助成の対象に含まれることにより、高額療養費および付加給付分を控除する必要が生じるため、該当する情報を東京都から取得する。
なお、業務の名称等を、業務の実態に即して変更する。

【個人情報の保有等】
・業務の名称を「特定不妊治療費助成に関する業務」から「不妊治療費助成に関する業務」に変更し、個人情報の利用目的、対象となる個人の範囲を変更する。
・個人情報の取得方法に「本人以外からの取得」を追加する。
・個人情報の記録の内容に「所得区分」等3項目を追加する。

【電算入力】
高額療養費及び付加給付に関する「所得区分」等6項目を新たに記録する。

デジタル・セキュリティ部会での審議結果	令和　年　月　日
	報告了承
	以下のとおり
	（　　）

備考	

登録年月日	令和　5　年　4　月　1　日

個人情報の保有の記録

業務の名称	~~特定不妊治療費助成~~　不妊治療費助成　に関する業務	
部課名	杉並保健所健康推進課、保健サービス課	
個人情報の利用目的	~~特定~~不妊治療費助成を行うため	
対象となる個人の範囲	~~特定~~不妊治療受診者夫婦	
個人情報の取得方法	☑ 本人から取得　☑ 本人以外から取得	
	本人以外から取得の根拠又は理由	正確な助成額を算定するため
個人情報の記録の方法	☑ 文書(紙)　☐ 共有フォルダ　☑ 電子計算組織　☐ その他:	
電子計算組織の名称(記録項目は別紙「電子計算組織への記録」参照)	1	不妊治療費助成管理台帳
	2	
	3	
	4	
	5	
	6	

個人情報の記録の内容	基本情報	財産等の情報	心身等の情報	生活状況等の情報	社会活動等の情報
	氏名 住所 生年月日 電話番号 印影 親族等の関係 住所等異動状況	口座情報 所得区分	治療の状況 医療機関名	申請状況 助成金の支給状況 医療制度受給状況 医療保険加入状況	

報告	28

自己点検表①(個人情報の保有・本人以外からの個人情報の取得)

業務の名称	不妊治療費助成に関する業務
主管部課名	杉並保健所健康推進課、保健サービス課
業務の根拠法令等	
利用目的(全体)	不妊治療費助成を行うため

対象となる個人の範囲(第1号)	不妊治療受診者夫婦

No	保有する個人情報の内容 ※下線は要配慮個人情報	1. 個人情報の保有(第2号～第5号)						2. 本人以外からの個人情報の取得(第6号)	
		・保有する個人情報の利用目的は何か。〈第2号〉 ・保有する個人情報が利用目的の達成に必要な範囲を超えていないか。〈第3号〉		・利用目的を変更する場合、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲か。〈第4号〉		・本人から直接書面(電磁的記録を含む。)に記録された個人情報を取得するときの利用目的を明示する方法は何か。(法第62条各号のいずれかに該当する場合はその旨)〈第5号〉		・本人以外から個人情報を取得する根拠法令又は相当の理由は何か。〈第6号〉	
		☑	利用目的	☑	変更前の利用目的との相当の関連性	☑	利用目的を明示する方法等	☑	根拠法令又は相当の理由
1	所得区分	☑	高額療養費分を控除するため	□		□		☑	正確な助成額を算定するため
2	医療制度受給状況	☑	高額療養費分を控除するため	□		□		☑	正確な助成額を算定するため
3	医療保険加入状況	☑	付加給付分を控除するため	□		□		☑	正確な助成額を算定するため
4		□		□		□		□	
5		□		□		□		□	
6		□		□		□		□	
7		□		□		□		□	
8		□		□		□		□	
9		□		□		□		□	
10		□		□		□		□	

電子計算組織への記録

電子計算組織の名称	不妊治療費助成管理台帳		
利用業務	No	利用業務名	利用部課名
	1	不妊治療費助成	杉並保健所健康推進課、保健サービス課
	2		
	3		
	4		
	5		
	6		
	7		

項番	記録の項目
1	申請者氏名
2	申請者生年月日
3	配偶者氏名
4	配偶者生年月日
5	住所
6	東京都受給者番号
7	東京都決定通知番号
8	年度・回数
9	治療方法区分
10	治療金額
11	治療開始時の年齢
12	治療期間
13	申請年月日
14	受付場所
15	助成決定日
16	助成金額
17	金融機関名
18	預金種目
19	口座番号
20	支店名
21	受取人氏名
22	所得区分
23	自己負担限度額
24	付加給付の支給状況
25	総医療費

項番	記録の項目
26	自己負担額
27	公費負担額
28	
29	
30	
31	
32	
33	
34	
35	
36	
37	
38	
39	
40	
41	
42	
43	
44	
45	
46	
47	
48	
49	
50	

報告	28

自己点検表⑤-1（電算入力）

業務の名称	不妊治療費助成に関する業務
主管部課名	杉並保健所健康推進課、保健サービス課
業務の根拠法令等	
利用目的（全体）	不妊治療費助成を行うため

システム名	不妊治療費助成管理台帳
区の機関が管理する電子計算組織への記録を行う業務の内容（電子計算組織の処理内容・利用方法）	申請者情報の管理、治療に関する情報の管理

No	区の機関が管理する電子計算組織に記録する保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1．電子計算組織に記録する保有個人情報の範囲及び妥当性（第1号） 業務の実施に当たり、当該保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録する必要があるか。〈第1号〉 ☑	電子計算組織への記録が必要な理由	No	区の機関が管理する電子計算組織に記録する保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1．電子計算組織に記録する保有個人情報の範囲及び妥当性（第1号） 業務の実施に当たり、当該保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録する必要があるか。〈第1号〉 ☑	電子計算組織への記録が必要な理由
1	所得区分	☑	正確で効率的な業務処理を実施するため	11		□	
2	自己負担限度額	☑	正確で効率的な業務処理を実施するため	12		□	
3	付加給付の支給状況	☑	正確で効率的な業務処理を実施するため	13		□	
4	総医療費	☑	正確で効率的な業務処理を実施するため	14		□	
5	自己負担額	☑	正確で効率的な業務処理を実施するため	15		□	
6	公費負担額	☑	正確で効率的な業務処理を実施するため	16		□	
7		□		17		□	
8		□		18		□	
9		□		19		□	
10		□		20		□	

報告	28

自己点検表⑤-2(電算入力)

業務の名称	不妊治療費助成に関する業務
主管部課名	杉並保健所健康推進課、保健サービス課
業務の根拠法令等	
利用目的(全体)	不妊治療費助成を行うため

2. 電子計算組織に係る確認事項(第2号～第5号)

・保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録するに当たっての確認事項〈第2号〉

☑	①	対象者数〈第2号ア〉	500	人	☑	②	操作員数〈第2号イ〉	3	人	☑	③	操作員種別〈第2号ウ〉	区職員	操作員の詳細〈第2号ウ関連〉	健康推進課職員
☑	④	データ処理件数〈第2号エ〉	700	件	☑	⑤	操作端末種別〈第2号オ〉	内部情報系端末(switchPC)		(その他の場合)操作端末の詳細〈第2号オ関連〉					

・区の機関が管理する電子計算組織への記録に当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第3号～第5号〉

☑		確認事項			確認事項への具体的対応・代替措置等
☑	⑥	保有個人情報の秘匿性等その内容(※)に応じて必要な措置を行うか。〈第3号〉 ※特定の個人の識別の容易性の程度、要配慮個人情報の有無、漏えい等が発生した場合に生じ得る被害の性質・程度など	☑	バックアップ	自動で日次バックアップを行う
			☑	データの暗号化	電算環境はインターネットから分離されている
			☑	ログの取得管理	ログ取得ソフトにより、随時自動で取得されたアクセスログを、課内で定期的に確認を行っている。
			☑	パスワード認証	区職員PCのログインに当たっては、個人のIDとパスワード認証を行う。また、パスワードは90日に1度変更を行う。
			無	ICカード認証	
			☑	生体認証	区職員PCには生体認証を導入している。
			☑	データ持ち出し管理ソフトの導入	区職員PCにはデータ持ち出し管理ソフトを導入している。
			☑	ウイルス対策ソフトの導入	区職員PCにはウイルス対策ソフトを導入している。
			☑	無停電電源装置(UPS)の導入	サーバに無停電電源装置を導入している。
			無	(その他)	
☑	⑦	アクセスする権限を有する職員等の範囲及び権限の内容を、業務を行う上で必要最小限の範囲に限定しているか。〈第4号〉	システムログイン権限は健康推進課職員に限定する。		
☑	⑧	保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、保有個人情報の複製及び送信並びに保有個人情報が記録された媒体の外部への送付及び持ち出しができる場合を必要最小限に限定しているか。〈第5号〉	外部への持ち出しを認めていない。		

報告	29

杉並区個人情報の保護に関する安全管理措置等基準　自己点検表

対象業務名	結核医療費負担に関する業務
主管部課名	杉並保健所保健予防課

該当	点検事項	新規・変更	実施予定年月日	根拠法令等
	個人情報の保有等		令和　年　月　日	
○	外部委託	新規	令和9年1月4日	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
	指定管理		令和　年　月　日	
	労働者派遣		令和　年　月　日	
	目的外利用		令和　年　月　日	
	外部提供		令和　年　月　日	
	電算入力		令和　年　月　日	
○	外部結合	新規	令和9年1月4日	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

案件の概要

国は、自治体が保有する医療費助成の受給者情報等のデータを集約するとともに、当該情報を医療機関等と連携する仕組みであるPMH（Public Medical Hub）の導入を順次進めている。これにより、従来必要であった医療費受給者証の提示を不要とし、受給者がマイナ保険証を提示することにより、医療機関等が受給者の医療費助成等の情報をオンラインで確認できるようにするなど、手続負担の軽減と行政事務の効率化を図ることとしている。

これを受け、区は「結核医療費助成制度」について、PMHの仕組みに参加することで、受給者が医療機関を受診する際、マイナ保険証1枚で医療費助成を受給できるようにし、利用者の利便性の向上を図ることとした。PMHへの参加に当たり、デジタル庁への委託により、医療保険資格情報及び医療費助成の資格情報の連携並びに医療機関等からの資格照会への回答を行う。

【外部委託】

PMHにおける情報連携事務、医療保険者向け中間サーバー等における情報連携事務、資格確認システムにおける情報連携事務について、デジタル庁に委託する。

【外部結合】

デジタル庁への情報連携事務の委託に当たり、デジタル庁が運営するPMHとLGWAN回線で結合し、情報連携に必要な氏名等9項目を提供する。

デジタル・セキュリティ部会での審議結果	令和　年　月　日
	□ 報告了承
	□ 以下のとおり
	（　　）

備考	

外部委託の記録1

業務の名称	結核医療費負担　　に関する業務	
部課名	杉並保健所保健予防課	
委託先の区分	デジタル庁	
委託の期間	☐ 単年度　☑ 継続	
委託の内容	・PMHにおける情報連携事務 ・医療保険者向け中間サーバー等における情報連携事務 ・資格確認システムにおける情報連携事務	
再委託の内容・理由	・PMHにおける情報連携事務 ・医療保険者向け中間サーバー等における情報連携事務 ・資格確認システムにおける情報連携事務	
委託の条件	☑ 個人情報に関する秘密保持	☑ 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応
	☑ 個人情報の目的外利用の禁止	☑ 個人情報の消去、媒体の返還及び廃棄
	☑ 保有個人情報に係る業務の再委託の制限	☑ 法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任
	☑ 個人情報の第三者への提供の制限	☑ 契約内容の遵守状況についての定期的報告
	☑ 個人情報の複製等の制限	☑ 個人情報の取扱状況を把握するための監査等
	☑ 個人情報の安全管理措置	☑ 関係法令の遵守
個人情報の授受の方法	☐ 閲覧　☐ 文書　☐ 磁気媒体　☑ 外部結合　☐ その他:	
	外部結合による授受	外部結合の記録　1　のとおり

項番	委託先が取り扱う保有個人情報の項目
1	氏名
2	住所
3	生年月日
4	性別
5	個人番号
6	健康保険の種類
7	医療機関名
8	傷病名・傷病歴
9	診療内容
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	

項番	委託先が取り扱う保有個人情報の項目
26	
27	
28	
29	
30	
31	
32	
33	
34	
35	
36	
37	
38	
39	
40	
41	
42	
43	
44	
45	
46	
47	
48	
49	
50	

報告	29

自己点検表②-1(☑外部委託・□指定管理者)

業務の名称	結核医療費負担に関する業務
主管部課名	杉並保健所保健予防課
業務の根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
利用目的(全体)	医療費を支払うため

委託先又は指定管理者に行わせる業務の内容〈第1号〉	ア	PMHにおける情報連携事務
	イ	医療保険者向け中間サーバー等における情報連携事務
	ウ	資格確認システムにおける情報連携事務
	エ	
再委託等を行う業務の内容(再委託等を行う場合)	・PMHにおける情報連携事務　・医療保険者向け中間サーバー等における情報連携事務　・資格確認システムにおける情報連携事務	

No	委託先等に取り扱わせる保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	委託先等が取扱う保有個人情報(業務別) ア	イ	ウ	エ	1. 委託先等に取り扱わせる保有個人情報(第5号) ・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を取り扱わせる必要があるか。〈第5号〉 ☑	委託先等に取り扱わせることが必要な理由
1	氏名	○	○	○		☑	PMHにおける情報連携事務、医療保険者向け中間サーバー等における情報連携事務、資格確認システムにおける情報連携事務を行うため。
2	住所	○	○	○		☑	PMHにおける情報連携事務、医療保険者向け中間サーバー等における情報連携事務、資格確認システムにおける情報連携事務を行うため。
3	生年月日	○	○	○		☑	PMHにおける情報連携事務、医療保険者向け中間サーバー等における情報連携事務、資格確認システムにおける情報連携事務を行うため。
4	性別	○	○	○		☑	PMHにおける情報連携事務、医療保険者向け中間サーバー等における情報連携事務、資格確認システムにおける情報連携事務を行うため。
5	個人番号	○	○	○		☑	PMHにおける情報連携事務、医療保険者向け中間サーバー等における情報連携事務、資格確認システムにおける情報連携事務を行うため。
6	健康保険の種類	○	○	○		☑	PMHにおける情報連携事務、医療保険者向け中間サーバー等における情報連携事務、資格確認システムにおける情報連携事務を行うため。
7	医療機関名	○	○	○		☑	PMHにおける情報連携事務、医療保険者向け中間サーバー等における情報連携事務、資格確認システムにおける情報連携事務を行うため。
8	傷病名・傷病歴	○	○	○		☑	PMHにおける情報連携事務、医療保険者向け中間サーバー等における情報連携事務、資格確認システムにおける情報連携事務を行うため。
9	診療内容	○	○	○		☑	PMHにおける情報連携事務、医療保険者向け中間サーバー等における情報連携事務、資格確認システムにおける情報連携事務を行うため。
10						□	

報告	29

自己点検表②-2(☑外部委託・□指定管理者)

業務の名称	結核医療費負担に関する業務
主管部課名	杉並保健所保健予防課
業務の根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
利用目的(全体)	医療費を支払うため

2. 委託先又は指定管理者が取り扱う個人情報の重要度に応じ、委託事業者又は指定管理者の選定に関する選定基準等を定めているか。〈第2号〉

☑		選定に使用した選定基準等
☑	①	個人情報に係る外部委託契約仕様書の特記ガイドライン

3. 委託先又は指定管理者に係る契約条項(第3号)

・契約の締結に当たり、次の事項を契約書等に明記するか。〈第3号〉

☑		契約書等への記載事項	契約書に記載しない場合、その理由と代替措置
☑	②	個人情報に関する秘密保持、利用目的以外の目的のための利用の禁止等の義務に関する事項〈第3号ア〉	契約書に記載する。
☑	③	**【外部委託の場合】**再委託の制限又は事前承認等の再委託に係る条件等に関する事項(当該再委託先が、委託先の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。)である場合も同様とする。)〈第3号イ〉	契約書に記載する。
無	④	**【指定管理者の場合】**委託の制限又は事前承認等の委託に係る条件等に関する事項(当該委託先が、指定管理者の子会社である場合も同様とする。)〈第3号ウ〉	
☑	⑤	個人情報の第三者への提供の制限に関する事項〈第3号エ〉	契約書に記載する。
☑	⑥	個人情報の複製等の制限に関する事項〈第3号オ〉	契約書に記載する。
☑	⑦	個人情報の安全管理措置に関する事項〈第3号カ〉	契約書に記載する。
☑	⑧	個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項〈第3号キ〉	契約書に記載する。
☑	⑨	委託終了時における個人情報の消去、媒体の返還及び廃棄に関する事項〈第3号ク〉	契約書に記載する。
☑	⑩	法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項〈第3号ケ〉	契約書に記載する。
☑	⑪	**【外部委託の場合】**契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び委託先における委託された個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項(再委託先の監査等に関する事項を含む。)〈第3号コ〉	契約書に記載する。
無	⑫	**【指定管理者の場合】**契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び指定管理者における個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項(指定管理者の委託先の監査等に関する事項を含む。)〈第3号サ〉	
☑	⑬	関係法令の遵守に関する事項〈第3号シ〉	契約書に記載する。

4. 委託先又は指定管理者に係る確認事項(第4号、第6号～第10号)

・委託先又は指定管理者に業務を行わせるに当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第4号、第6号～第10号〉

☑		確認事項	確認事項への具体的対応・代替措置等
☑	⑭	委託先又は指定管理者における責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認するか。〈第4号〉	業務従事者に対する必要かつ適切な監督の状況及び業務従事者に対して実施した、個人情報等の安全管理のための教育、研修の実施状況について報告を受ける。
☑	⑮	委託する業務又は指定管理者が行う業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容及びその量等に応じて、作業の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理の状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認を行うか。〈第6号〉	本件委託は各自治体がデジタル庁指定の契約書により契約を締結するものであり、当該契約条文においては、実地検査の実施には必要があると認める場合に実施できるものとされている。当該契約内容はデジタル庁が示す指定契約書によるものであり、区独自に調整することはできない。このため、実地検査については必要性を判断してデジタル庁に打診し、実施する。
☑	⑯	**【外部委託の場合】**委託先が再委託を行う場合、委託先に、再委託先に行わせる業務の内容、取り扱わせる保有個人情報の範囲及びその妥当性の確認並びに①～⑭の措置を講じさせ、再委託される業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて委託先を通じて又は個人情報保護管理責任者自らが⑮の措置を実施するか。(保有個人情報の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合(再々委託以降に委託を行う場合を含む。)を含む。)〈第7号〉	委託先に①～⑭の措置を講じさせ、再委託先への実地検査については⑮の措置と同様とする。
無	⑰	**【指定管理者の場合】**指定管理者が委託を行う場合、指定管理者に、⑯の外部委託の例により必要な措置を講じさせるか。〈第8号〉	
☑	⑱	**委託先又は指定管理者に個人情報を提供するに当たり**、漏えい等による被害発生のリスクを低減する観点から、委託する業務又は指定管理者が行う業務の内容、保有個人情報の秘匿性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずるか。〈第9号〉	提供する個人情報は全て業務に必要なものであるため当該措置は実施しない。
☑	⑲	委託先又は指定管理者との個人情報の授受に当たり、漏えい等を防止するために必要な措置を講ずるか。〈第10号〉	PMHへの情報のアップロードはLGWAN回線で実施する。

外部結合の記録1

業務の名称	結核医療費負担　　に関する業務
部課名	杉並保健所保健予防課
外部結合の相手方	デジタル庁 ※電気通信回線の接続先
外部結合の方法	☑ LGWAN回線　☐ インターネット回線　　☐ 専用回線: ☐ その他:
外部結合を行う理由	PMHにおける情報連携事務、医療保険者向け中間サーバー等における情報連携事務、資格確認システムにおける情報連携事務を行うため。
外部結合によって個人情報を提供・取得する相手方	デジタル庁
関連帳票	外部委託の記録　1

項番	外部結合による**提供**をした個人情報の項目
1	氏名
2	住所
3	生年月日
4	性別
5	個人番号
6	健康保険の種類
7	医療機関名
8	傷病名・傷病歴
9	診療内容
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	
26	
27	
28	
29	
30	

項番	外部結合による**取得**をした個人情報の項目
1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	
26	
27	
28	
29	
30	

報告	29

自己点検表⑥-1(外部結合)

業務の名称	結核医療費負担に関する業務
主管部課名	杉並保健所保健予防課
業務の根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
利用目的(全体)	医療費を支払うため

システム名	PMH医療費助成システム
外部結合を行う業務の内容	PMHにおける情報連携事務、医療保険者向け中間サーバー等における情報連携事務、資格確認システムにおける情報連携事務

外部結合によって提供する保有個人情報・取得する個人情報 ※下線は要配慮個人情報			1. 外部結合によって提供・取得する個人情報の妥当性(第1号・第2号) ・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を外部結合により提供又は当該個人情報を外部結合により取得する必要があるか。〈第1号・第2号〉	
No	提供する保有個人情報	取得する個人情報	☑	外部結合が必要な理由
1	氏名		☑	PMHにおける情報連携事務、医療保険者向け中間サーバー等における情報連携事務、資格確認システムにおける情報連携事務を行うため。
2	住所		☑	PMHにおける情報連携事務、医療保険者向け中間サーバー等における情報連携事務、資格確認システムにおける情報連携事務を行うため。
3	生年月日		☑	PMHにおける情報連携事務、医療保険者向け中間サーバー等における情報連携事務、資格確認システムにおける情報連携事務を行うため。
4	性別		☑	PMHにおける情報連携事務、医療保険者向け中間サーバー等における情報連携事務、資格確認システムにおける情報連携事務を行うため。
5	個人番号		☑	PMHにおける情報連携事務、医療保険者向け中間サーバー等における情報連携事務、資格確認システムにおける情報連携事務を行うため。
6	健康保険の種類		☑	PMHにおける情報連携事務、医療保険者向け中間サーバー等における情報連携事務、資格確認システムにおける情報連携事務を行うため。
7	医療機関名		☑	PMHにおける情報連携事務、医療保険者向け中間サーバー等における情報連携事務、資格確認システムにおける情報連携事務を行うため。
8	傷病名・傷病歴		☑	PMHにおける情報連携事務、医療保険者向け中間サーバー等における情報連携事務、資格確認システムにおける情報連携事務を行うため。
9	診療内容		☑	PMHにおける情報連携事務、医療保険者向け中間サーバー等における情報連携事務、資格確認システムにおける情報連携事務を行うため。
10			□	

報告	29

自己点検表⑥-2(外部結合)

業務の名称	結核医療費負担に関する業務
主管部課名	杉並保健所保健予防課
業務の根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
利用目的(全体)	医療費を支払うため

2. 外部結合に係る確認事項(第3号～第13号)					
外部結合に係る基本情報〈第3号・第4号〉					
☑	①	外部結合の相手方〈第3号〉	行政機関	相手方の詳細〈第3号関連〉	デジタル庁
☑	②	外部結合の方法〈第4号〉	LGWAN回線	その他の場合の詳細〈第4号関連〉	

・【提供の場合のみ】外部結合に当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第5号～第13号〉

☑		確認事項	確認事項への具体的対応・代替措置等		
☑	③	外部結合により保有個人情報の提供を行う根拠は何か。〈第5号・第6号〉	根拠	**根拠をプルダウンから選択⇒**	❶【利用目的内の場合】外部結合によって提供する法令根拠又は相当の理由がある
				【利用目的のための外部結合による提供】 保有個人情報を外部結合によって提供する法令根拠又は相当の理由があるとき。	
			具体的内容	**【根拠法令、本人同意の方法、相当の理由、特別な理由等について記載】** PMHにおける情報連携事務、医療保険者向け中間サーバー等における情報連携事務、資格確認システムにおける情報連携事務を行うため。	
無	④	法第69条第2項第3号の規定に基づき他の行政機関等に保有個人情報を外部結合によって提供する場合であって、必要があると認めるときは、法第70条の規定に基づき、⑤及び⑥に規定する措置を講ずるか。〈第7号〉			
無	⑤	法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を外部結合によって提供する場合にあっては、法第70条の規定に基づき、提供先との間において、原則として、利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等を記載した書面(電磁的記録を含む。)を取り交わすか。〈第8号〉			
無	⑥	⑤のほか、法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を外部結合によって提供する場合にあっては、法第70条の規定に基づき、保有個人情報の取扱いに係る安全確保の措置を講ずることを求めるとともに、必要があると認めるときは、当該提供をする前又は随時に実地の調査等を行い、当該措置の状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の必要な措置を講ずるか。〈第9号〉			
☑	⑦	**個人情報を提供するに当たり、**漏えい等による被害発生のリスクを低減する観点から、提供先の利用目的、保有個人情報の秘匿性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号等に置き換える等の措置を講ずるか。〈第10号〉	提供する個人情報は全て業務に必要なものであるため当該措置は実施しない。		
無	⑧	法第71条第1項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を外部結合によって提供する場合にあっては、同項の規定に基づき本人の同意を得るか。〈第11号〉			
無	⑨	法第71条第1項の規定に基づき本人の同意を得る場合にあっては、同条第2項の規定に基づき当該本人に参考となるべき外国における個人情報の保護に関する制度に係る情報等を提供するか。〈第12号〉			
無	⑩	法第71条第3項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を外部結合によって提供した場合にあっては、同項の規定に基づき必要な措置を講じるか。〈第13号〉			

報告	30

杉並区個人情報の保護に関する安全管理措置等基準　自己点検表

対象業務名	大気汚染医療費助成に関する業務
主管部課名	杉並保健所保健予防課

該当	点検事項	新規・変更	実施予定年月日	根拠法令等
○	個人情報の保有等	変更	令和9年1月4日	
○	外部委託	新規	令和9年1月4日	
	指定管理		令和　年　月　日	
	労働者派遣		令和　年　月　日	
	目的外利用		令和　年　月　日	
	外部提供		令和　年　月　日	
	電算入力		令和　年　月　日	
○	外部結合	新規	令和9年1月4日	

案件の概要

国は、自治体が保有する医療費助成の受給者情報等のデータを集約するとともに、当該情報を医療機関等と連携する仕組みであるPMH（Public Medical Hub）の導入を順次進めている。これにより、従来必要であった医療費受給者証の提示を不要とし、受給者がマイナ保険証を提示することにより、医療機関等が受給者の医療費助成等の情報をオンラインで確認できるようにするなど、手続負担の軽減と行政事務の効率化を図ることとしている。

これを受け、区は「大気汚染医療費助成制度」について、PMHの仕組みに参加することで、受給者が医療機関を受診する際、マイナ保険証1枚で医療費助成を受給できるようにし、利用者の利便性の向上を図ることとした。PMHへの参加に当たり、デジタル庁への委託により、医療保険資格情報及び医療費助成の資格情報の連携並びに医療機関等からの資格照会への回答を行う。

【個人情報の保有等】
PMHへの参加に当たり、「個人番号」を新たに保有する。

【外部委託】
PMHにおける情報連携事務、医療保険者向け中間サーバー等における情報連携事務、資格確認システムにおける情報連携事務について、デジタル庁に委託する。

【外部結合】
デジタル庁への情報連携事務の委託に当たり、デジタル庁が運営するPMHとLGWAN回線で結合し、情報連携に必要な氏名等7項目を提供する。

デジタル・セキュリティ部会での審議結果	令和　年　月　日
	報告了承
	以下のとおり
	（　　）

備考	

登録年月日	令和　　年　　月　　日

個人情報の保有の記録

業務の名称	大気汚染医療費助成　　に関する業務	
部課名	杉並保健所保健予防課、生活衛生課、保健サービス課	
個人情報の利用目的	被認定者への医療費助成のため	
対象となる個人の範囲	医療費助成申請者	
個人情報の取得方法	☑ 本人から取得　☐ 本人以外から取得	
	本人以外から取得の根拠又は理由	
個人情報の記録の方法	☑ 文書(紙)　☑ 共有フォルダ　☑ 電子計算組織　☐ その他:	
電子計算組織の名称(記録項目は別紙「電子計算組織への記録」参照)	1	大気汚染医療費助成受給者管理システム
	2	
	3	
	4	
	5	
	6	

個人情報の記録の内容	基本情報	財産等の情報	心身等の情報	生活状況等の情報	社会活動等の情報
	氏名 住所 性別 生年月日 続柄 電話番号 個人番号		身体障害の状況 健康状態 傷病等の状況 診断結果の状況 医療機関名	健康保険加入状況 医療券番号 住居から主要道路までの距離	学校名 学年

報告	30

自己点検表①(個人情報の保有・本人以外からの個人情報の取得)

業務の名称	大気汚染医療費助成に関する業務
主管部課名	杉並保健所保健予防課
業務の根拠法令等	
利用目的(全体)	被認定者への医療費助成のため

対象となる個人の範囲 (第1号)	医療費助成申請者

No	保有する個人情報の内容 ※下線は要配慮個人情報	1. 個人情報の保有(第2号～第5号)						2. 本人以外からの個人情報の取得(第6号)	
		・保有する個人情報の利用目的は何か。<第2号> ・保有する個人情報が利用目的の達成に必要な範囲を超えていないか。<第3号>		・利用目的を変更する場合、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲か。<第4号>		・本人から直接書面(電磁的記録を含む。)に記録された個人情報を取得するときの利用目的を明示する方法は何か。(法第62条各号のいずれかに該当する場合はその旨)<第5号>		・本人以外から個人情報を取得する根拠法令又は相当の理由は何か。<第6号>	
		☑	利用目的	☑	変更前の利用目的との相当の関連性	☑	利用目的を明示する方法等	☑	根拠法令又は相当の理由
1	個人番号	☑	・PMH等における情報連携事務を行うため。 ・被保険者資格情報を確認するため。	□		☑	申請書、申請書送付時の案内文、区ホームページで明示する。	□	
2		□		□		□		□	
3		□		□		□		□	
4		□		□		□		□	
5		□		□		□		□	
6		□		□		□		□	
7		□		□		□		□	
8		□		□		□		□	
9		□		□		□		□	
10		□		□		□		□	

外部委託の記録1

業務の名称	大気汚染医療費助成　　に関する業務			
部課名	杉並保健所保健予防課			
委託先の区分	デジタル庁			
委託の期間	☐ 単年度　☑ 継続			
委託の内容	・PMHにおける情報連携事務 ・医療保険者向け中間サーバー等における情報連携事務 ・資格確認システムにおける情報連携事務			
再委託の内容・理由	・PMHにおける情報連携事務 ・医療保険者向け中間サーバー等における情報連携事務 ・資格確認システムにおける情報連携事務			
委託の条件	☑ 個人情報に関する秘密保持	☑ 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応		
	☑ 個人情報の目的外利用の禁止	☑ 個人情報の消去、媒体の返還及び廃棄		
	☑ 保有個人情報に係る業務の再委託の制限	☑ 法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任		
	☑ 個人情報の第三者への提供の制限	☑ 契約内容の遵守状況についての定期的報告		
	☑ 個人情報の複製等の制限	☑ 個人情報の取扱状況を把握するための監査等		
	☑ 個人情報の安全管理措置	☑ 関係法令の遵守		
個人情報の授受の方法	☐ 閲覧　☐ 文書　☐ 磁気媒体　☑ 外部結合　☐ その他:			
	外部結合による授受	外部結合の記録　1　のとおり		

項番	委託先が取り扱う保有個人情報の項目
1	氏名
2	住所
3	生年月日
4	性別
5	個人番号
6	健康保険加入状況
7	医療券番号
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	

項番	委託先が取り扱う保有個人情報の項目
26	
27	
28	
29	
30	
31	
32	
33	
34	
35	
36	
37	
38	
39	
40	
41	
42	
43	
44	
45	
46	
47	
48	
49	
50	

報告	30

自己点検表②-1(☑外部委託・□指定管理者)

業務の名称	大気汚染医療費助成に関する業務
主管部課名	杉並保健所保健予防課
業務の根拠法令等	
利用目的(全体)	被認定者への医療費助成のため

委託先又は指定管理者に行わせる業務の内容〈第1号〉	ア	PMHにおける情報連携事務
	イ	医療保険者向け中間サーバー等における情報連携事務
	ウ	資格確認システムにおける情報連携事務
	エ	
再委託等を行う業務の内容(再委託等を行う場合)	・PMHにおける情報連携事務　・医療保険者向け中間サーバー等における情報連携事務　・資格確認システムにおける情報連携事務	

No	委託先等に取り扱わせる保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	委託先等が取扱う保有個人情報(業務別) ア	イ	ウ	エ	1. 委託先等に取り扱わせる保有個人情報(第5号) ・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を取り扱わせる必要があるか。〈第5号〉 ☑	委託先等に取り扱わせることが必要な理由
1	氏名	○	○	○		☑	PMHにおける情報連携事務、医療保険者向け中間サーバー等における情報連携事務、資格確認システムにおける情報連携事務を行うため。
2	住所	○	○	○		☑	PMHにおける情報連携事務、医療保険者向け中間サーバー等における情報連携事務、資格確認システムにおける情報連携事務を行うため。
3	生年月日	○	○	○		☑	PMHにおける情報連携事務、医療保険者向け中間サーバー等における情報連携事務、資格確認システムにおける情報連携事務を行うため。
4	性別	○	○	○		☑	PMHにおける情報連携事務、医療保険者向け中間サーバー等における情報連携事務、資格確認システムにおける情報連携事務を行うため。
5	個人番号	○	○	○		☑	PMHにおける情報連携事務、医療保険者向け中間サーバー等における情報連携事務、資格確認システムにおける情報連携事務を行うため。
6	健康保険加入状況	○	○	○		☑	PMHにおける情報連携事務、医療保険者向け中間サーバー等における情報連携事務、資格確認システムにおける情報連携事務を行うため。
7	医療券番号	○	○	○		☑	PMHにおける情報連携事務、医療保険者向け中間サーバー等における情報連携事務、資格確認システムにおける情報連携事務を行うため。
8						□	
9						□	
10						□	

報告	30

自己点検表②-2(☑外部委託・□指定管理者)

業務の名称	大気汚染医療費助成に関する業務
主管部課名	杉並保健所保健予防課
業務の根拠法令等	
利用目的(全体)	被認定者への医療費助成のため

2. 委託先又は指定管理者が取り扱う個人情報の重要度に応じ、委託事業者又は指定管理者の選定に関する選定基準等を定めているか。〈第2号〉

☑	選定に使用した選定基準等	
☑	①	個人情報に係る外部委託契約仕様書の特記ガイドライン

3. 委託先又は指定管理者に係る契約条項(第3号)

・契約の締結に当たり、次の事項を契約書等に明記するか。〈第3号〉

☑	契約書等への記載事項		契約書に記載しない場合、その理由と代替措置
☑	②	個人情報に関する秘密保持、利用目的以外の目的のための利用の禁止等の義務に関する事項〈第3号ア〉	契約書に記載する。
☑	③	**【外部委託の場合】**再委託の制限又は事前承認等の再委託に係る条件等に関する事項(当該再委託先が、委託先の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。)である場合も同様とする。)〈第3号イ〉	契約書に記載する。
無	④	**【指定管理者の場合】**委託の制限又は事前承認等の委託に係る条件等に関する事項(当該委託先が、指定管理者の子会社である場合も同様とする。)〈第3号ウ〉	
☑	⑤	個人情報の第三者への提供の制限に関する事項〈第3号エ〉	契約書に記載する。
☑	⑥	個人情報の複製等の制限に関する事項〈第3号オ〉	契約書に記載する。
☑	⑦	個人情報の安全管理措置に関する事項〈第3号カ〉	契約書に記載する。
☑	⑧	個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項〈第3号キ〉	契約書に記載する。
☑	⑨	委託終了時における個人情報の消去、媒体の返還及び廃棄に関する事項〈第3号ク〉	契約書に記載する。
☑	⑩	法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項〈第3号ケ〉	契約書に記載する。
☑	⑪	**【外部委託の場合】**契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び委託先における委託された個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項(再委託先の監査等に関する事項を含む。)〈第3号コ〉	契約書に記載する。
無	⑫	**【指定管理者の場合】**契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び指定管理者における個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項(指定管理者の委託先の監査等に関する事項を含む。)〈第3号サ〉	
☑	⑬	関係法令の遵守に関する事項〈第3号シ〉	契約書に記載する。

4. 委託先又は指定管理者に係る確認事項(第4号、第6号～第10号)

・委託先又は指定管理者に業務を行わせるに当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第4号、第6号～第10号〉

☑	確認事項		確認事項への具体的対応・代替措置等
☑	⑭	委託先又は指定管理者における責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認するか。〈第4号〉	業務従事者に対する必要かつ適切な監督の状況及び業務従事者に対して実施した、個人情報等の安全管理のための教育、研修の実施状況について報告を受ける。
☑	⑮	委託する業務又は指定管理者が行う業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容及びその量等に応じて、作業の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理の状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認を行うか。〈第6号〉	本件委託は各自治体がデジタル庁指定の契約書により契約を締結するものであり、当該契約条文においては、実地検査の実施には必要があると認める場合に実施できるものとされている。当該契約内容はデジタル庁が示す指定契約書によるものであり、区独自に調整することはできない。このため、実地検査については必要性を判断してデジタル庁に打診し、実施する。
☑	⑯	**【外部委託の場合】**委託先が再委託を行う場合、委託先に、再委託先に行わせる業務の内容、取り扱わせる保有個人情報の範囲及びその妥当性の確認並びに①～⑭の措置を講じさせ、再委託される業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて委託先を通じて又は個人情報保護管理責任者自らが⑮の措置を実施するか。(保有個人情報の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合(再々委託以降に委託を行う場合を含む。)を含む。)〈第7号〉	委託先に①～⑭の措置を講じさせ、再委託先への実地検査については⑮の措置と同様とする。
無	⑰	**【指定管理者の場合】**指定管理者が委託を行う場合、指定管理者に、⑯の外部委託の例により必要な措置を講じさせるか。〈第8号〉	
☑	⑱	**委託先又は指定管理者に個人情報を提供するに当たり**、漏えい等による被害発生のリスクを低減する観点から、委託する業務又は指定管理者が行う業務の内容、保有個人情報の秘匿性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずるか。〈第9号〉	提供する個人情報は全て業務に必要なものであるため当該措置は実施しない。
☑	⑲	委託先又は指定管理者との個人情報の授受に当たり、漏えい等を防止するために必要な措置を講ずるか。〈第10号〉	PMHへの情報のアップロードはLGWAN回線で実施する。

外部結合の記録1

業務の名称	大気汚染医療費助成　　に関する業務
部課名	杉並保健所保健予防課
外部結合の相手方	デジタル庁 ※電気通信回線の接続先
外部結合の方法	☑ LGWAN回線　☐ インターネット回線　　☐ 専用回線: ☐ その他:
外部結合を行う理由	PMHにおける情報連携事務、医療保険者向け中間サーバー等における情報連携事務、資格確認システムにおける情報連携事務を行うため。
外部結合によって個人情報を提供・取得する相手方	デジタル庁
関連帳票	外部委託の記録　1

項番	外部結合による**提供**をした個人情報の項目
1	氏名
2	住所
3	生年月日
4	性別
5	個人番号
6	健康保険加入状況
7	医療券番号
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	
26	
27	
28	
29	
30	

項番	外部結合による**取得**をした個人情報の項目
1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	
26	
27	
28	
29	
30	

報告	30

自己点検表⑥-1(外部結合)

業務の名称	大気汚染医療費助成に関する業務
主管部課名	杉並保健所保健予防課
業務の根拠法令等	
利用目的(全体)	被認定者への医療費助成のため

システム名	PMH医療費助成システム
外部結合を行う 業務の内容	PMHにおける情報連携事務、医療保険者向け中間サーバー等における情報連携事務、資格確認システムにおける情報連携事務

外部結合によって提供する 保有個人情報・取得する個人情報 ※下線は要配慮個人情報			1. 外部結合によって提供・取得する個人情報の妥当性(第1号・第2号) ・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を外部結合により提供又は当該個人情報を外部結合により取得する必要があるか。〈第1号・第2号〉	
No	提供する保有個人情報	取得する個人情報	☑	外部結合が必要な理由
1	氏名		☑	PMHにおける情報連携事務、医療保険者向け中間サーバー等における情報連携事務、資格確認システムにおける情報連携事務を行うため。
2	住所		☑	PMHにおける情報連携事務、医療保険者向け中間サーバー等における情報連携事務、資格確認システムにおける情報連携事務を行うため。
3	生年月日		☑	PMHにおける情報連携事務、医療保険者向け中間サーバー等における情報連携事務、資格確認システムにおける情報連携事務を行うため。
4	性別		☑	PMHにおける情報連携事務、医療保険者向け中間サーバー等における情報連携事務、資格確認システムにおける情報連携事務を行うため。
5	個人番号		☑	PMHにおける情報連携事務、医療保険者向け中間サーバー等における情報連携事務、資格確認システムにおける情報連携事務を行うため。
6	健康保険加入状況		☑	PMHにおける情報連携事務、医療保険者向け中間サーバー等における情報連携事務、資格確認システムにおける情報連携事務を行うため。
7	医療券番号		☑	PMHにおける情報連携事務、医療保険者向け中間サーバー等における情報連携事務、資格確認システムにおける情報連携事務を行うため。
8			□	
9			□	
10			□	

報告	30

自己点検表⑥-2(外部結合)

業務の名称	大気汚染医療費助成に関する業務
主管部課名	杉並保健所保健予防課
業務の根拠法令等	
利用目的(全体)	被認定者への医療費助成のため

2. 外部結合に係る確認事項(第3号～第13号)

外部結合に係る基本情報〈第3号・第4号〉

☑	①	外部結合の相手方〈第3号〉	行政機関	相手方の詳細〈第3号関連〉	デジタル庁
☑	②	外部結合の方法〈第4号〉	LGWAN回線	その他の場合の詳細〈第4号関連〉	

・【提供の場合のみ】外部結合に当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第5号～第13号〉

☑		確認事項	確認事項への具体的対応・代替措置等		
☑	③	外部結合により保有個人情報の提供を行う根拠は何か。〈第5号・第6号〉	根拠	**根拠をプルダウンから選択⇒**	❶【利用目的内の場合】外部結合によって提供する法令根拠又は相当の理由がある
				【利用目的のための外部結合による提供】 保有個人情報を外部結合によって提供する法令根拠又は相当の理由があるとき。	
			具体的内容	**【根拠法令、本人同意の方法、相当の理由、特別な理由等について記載】** PMHにおける情報連携事務、医療保険者向け中間サーバー等における情報連携事務、資格確認システムにおける情報連携事務を行うため。	
無	④	法第69条第2項第3号の規定に基づき他の行政機関等に保有個人情報を外部結合によって提供する場合であって、必要があると認めるときは、法第70条の規定に基づき、⑤及び⑥に規定する措置を講ずるか。〈第7号〉			
無	⑤	法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を外部結合によって提供する場合にあっては、法第70条の規定に基づき、提供先との間において、原則として、利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等を記載した書面(電磁的記録を含む。)を取り交わすか。〈第8号〉			
無	⑥	⑤のほか、法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を外部結合によって提供する場合にあっては、法第70条の規定に基づき、保有個人情報の取扱いに係る安全確保の措置を講ずることを求めるとともに、必要があると認めるときは、当該提供をする前又は随時に実地の調査等を行い、当該措置の状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の必要な措置を講ずるか。〈第9号〉			
☑	⑦	**個人情報を提供するに当たり、**漏えい等による被害発生のリスクを低減する観点から、提供先の利用目的、保有個人情報の秘匿性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号等に置き換える等の措置を講ずるか。〈第10号〉	提供する個人情報は全て業務に必要なものであるため当該措置は実施しない。		
無	⑧	法第71条第1項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を外部結合によって提供する場合にあっては、同項の規定に基づき本人の同意を得るか。〈第11号〉			
無	⑨	法第71条第1項の規定に基づき本人の同意を得る場合にあっては、同条第2項の規定に基づき当該本人に参考となるべき外国における個人情報の保護に関する制度に係る情報等を提供するか。〈第12号〉			
無	⑩	法第71条第3項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を外部結合によって提供した場合にあっては、同項の規定に基づき必要な措置を講じるか。〈第13号〉			

報告	31

杉並区個人情報の保護に関する安全管理措置等基準　自己点検表

対象業務名	健診（検診）・保健指導に関する業務
主管部課名	保健福祉部国保年金課

該当	点検事項	新規・変更	実施予定年月日	根拠法令等
	個人情報の保有等		令和　年　月　日	
○	外部委託	変更	令和8年9月1日	
	指定管理		令和　年　月　日	
	労働者派遣		令和　年　月　日	
	目的外利用		令和　年　月　日	
	外部提供		令和　年　月　日	
	電算入力		令和　年　月　日	
	外部結合		令和　年　月　日	

案件の概要

区では、健診（検診）・保健指導事業を民間事業者への委託により実施している。本事業を実施する事業者の多くは、医療費や健診データの分析及びこれに基づく保健指導等を主たる業務としており、勧奨はがき等の作成（デザイン、宛名印字、封入封緘、発送）までを自社で行うことができる事業者は一部に限られている。このため、これらの業務を含んで入札を実施すると参加可能な事業者が限定されてしまう。

また、自社で上記業務を実施できる事業者であっても、開封の手間の軽減や郵送料、制作費の削減につながる圧着はがきの作成には対応していないなど、作成できる印刷物の種類が限定されてしまう。

以上のことから、競争性の確保及び入札参加機会の拡大を図るため、健診（検診）・保健指導事業の委託に当たり、印刷物の作成、封入封緘及び発送業務について、再委託を認めることとする。

【外部委託】

再委託の内容に「健診（検診）・保健指導事業の実施に伴う印刷物の作成、封入封緘、発送」を追加する。

デジタル・セキュリティ部会での審議結果	令和　年　月　日
	報告了承
	以下のとおり
	（　　）

備考	

外部委託の記録1

業務の名称	健診(検診)・保健指導　　に関する業務	
部課名	杉並保健所健康推進課、保健予防課、保健福祉部国保年金課、高齢者施策課、介護保険課、高齢者在宅支援課	
委託先の区分	民間事業者(健診(検診)・保健指導実施)	
委託の期間	☐ 単年度　☑ 継続	
委託の内容	健診(検診)・保健指導の実施	
再委託の内容・理由	・専門医療検査機関等による検査 ・健診(検診)・保健指導結果のパンチ入力作業 ・健診(検診)・保健指導事業の実施に伴う印刷物の作成、封入封緘、発送	
委託の条件	☑ 個人情報に関する秘密保持	☑ 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応
	☑ 個人情報の目的外利用の禁止	☑ 個人情報の消去、媒体の返還及び廃棄
	☑ 保有個人情報に係る業務の再委託の制限	☑ 法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任
	☑ 個人情報の第三者への提供の制限	☑ 契約内容の遵守状況についての定期的報告
	☑ 個人情報の複製等の制限	☑ 個人情報の取扱状況を把握するための監査等
	☑ 個人情報の安全管理措置	☑ 関係法令の遵守
個人情報の授受の方法	☐ 閲覧　☑ 文書　☑ 磁気媒体　☑ 外部結合　☐ その他:	
	外部結合による授受	情報基盤の利用あり

項番	委託先が取り扱う保有個人情報の項目
1	氏名
2	住所
3	性別
4	生年月日
5	電話番号
6	整理番号
7	健診結果
8	メールアドレス
9	健診・診断結果の状況
10	介護予防生活機能評価
11	保健指導・相談の内容
12	健康保険加入状況
13	医療機関情報
14	特定保健指導機関情報
15	傷病・治療等の状況
16	健康状態
17	生活習慣
18	家族構成
19	問診項目
20	
21	
22	
23	
24	
25	

項番	委託先が取り扱う保有個人情報の項目
26	
27	
28	
29	
30	
31	
32	
33	
34	
35	
36	
37	
38	
39	
40	
41	
42	
43	
44	
45	
46	
47	
48	
49	
50	

報告	31

自己点検表②-1(☑外部委託・□指定管理者)

業務の名称	健診(検診)・保健指導に関する業務
主管部課名	保健福祉部国保年金課
業務の根拠法令等	高齢者の医療の確保に関する法律、健康増進法
利用目的(全体)	健診(検診)・保健指導を実施するため

委託先又は指定管理者に行わせる業務の内容〈第1号〉	ア	印刷物作成
	イ	封入封緘
	ウ	発送
	エ	
再委託等を行う業務の内容(再委託等を行う場合)	健診(検診)・保健指導事業の実施に伴う印刷物の作成、封入封緘、発送	

No	委託先等に取り扱わせる保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	委託先等が取扱う保有個人情報(業務別)				1. 委託先等に取り扱わせる保有個人情報(第5号)	
						・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を取り扱わせる必要があるか。〈第5号〉	
		ア	イ	ウ	エ	☑	委託先等に取り扱わせることが必要な理由
1	氏名	○	○	○		☑	健診(検診)・保健指導を実施するため
2	住所	○	○	○		☑	健診(検診)・保健指導を実施するため
3	性別	○	○			☑	健診(検診)・保健指導を実施するため
4	生年月日					無	
5	電話番号					無	
6	整理番号	○	○			☑	健診(検診)・保健指導を実施するため
7	健診結果	○	○			☑	健診(検診)・保健指導を実施するため
8	メールアドレス					無	
9	健診・診断結果の状況	○	○			☑	健診(検診)・保健指導を実施するため
10	介護予防生活機能評価					無	

委託先等に取り扱わせる保有個人情報 ※下線は 要配慮個人情報 No		委託先等が取扱う保有個人情報 （業務別）				1．委託先等に取り扱わせる保有個人情報（第5号） ・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を取り扱わせる必要があるか。 〈第5号〉	
		ア	イ	ウ	エ	☑	委託先等に取り扱わせることが必要な理由
11	保健指導・相談の内容					無	
12	健康保険加入状況	○	○			☑	健診（検診）・保健指導を実施するため
13	医療機関情報	○	○			☑	健診（検診）・保健指導を実施するため
14	特定保健指導機関情報					無	
15	傷病・治療等の状況	○	○			☑	健診（検診）・保健指導を実施するため
16	健康状態	○	○			☑	健診（検診）・保健指導を実施するため
17	生活習慣	○	○			☑	健診（検診）・保健指導を実施するため
18	家族構成					無	
19	問診項目	○	○			☑	健診（検診）・保健指導を実施するため
20						□	
21						□	
22						□	
23						□	
24						□	

報告	31

自己点検表②-2(☑外部委託・□指定管理者)

業務の名称	健診(検診)・保健指導に関する業務
主管部課名	保健福祉部国保年金課
業務の根拠法令等	高齢者の医療の確保に関する法律、健康増進法
利用目的(全体)	健診(検診)・保健指導を実施するため

2. 委託先又は指定管理者が取り扱う個人情報の重要度に応じ、委託事業者又は指定管理者の選定に関する選定基準等を定めているか。〈第2号〉		
☑	選定に使用した選定基準等	
☑	① 個人情報に係る外部委託契約仕様書の特記ガイドライン	
3. 委託先又は指定管理者に係る契約条項(第3号)		
・契約の締結に当たり、次の事項を契約書等に明記するか。〈第3号〉		
☑	契約書等への記載事項	契約書に記載しない場合、その理由と代替措置
☑	② 個人情報に関する秘密保持、利用目的以外の目的のための利用の禁止等の義務に関する事項〈第3号ア〉	仕様書等に記載する。
☑	③ **【外部委託の場合】**再委託の制限又は事前承認等の再委託に係る条件等に関する事項(当該再委託先が、委託先の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。)である場合も同様とする。)〈第3号イ〉	仕様書等に記載する。
無	④ **【指定管理者の場合】**委託の制限又は事前承認等の委託に係る条件等に関する事項(当該委託先が、指定管理者の子会社である場合も同様とする。)〈第3号ウ〉	
☑	⑤ 個人情報の第三者への提供の制限に関する事項〈第3号エ〉	仕様書等に記載する。
☑	⑥ 個人情報の複製等の制限に関する事項〈第3号オ〉	仕様書等に記載する。
☑	⑦ 個人情報の安全管理措置に関する事項〈第3号カ〉	仕様書等に記載する。
☑	⑧ 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項〈第3号キ〉	仕様書等に記載する。
☑	⑨ 委託終了時における個人情報の消去、媒体の返還及び廃棄に関する事項〈第3号ク〉	仕様書等に記載する。
☑	⑩ 法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項〈第3号ケ〉	仕様書等に記載する。
☑	⑪ **【外部委託の場合】**契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び委託先における委託された個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項(再委託先の監査等に関する事項を含む。)〈第3号コ〉	仕様書等に記載する。
無	⑫ **【指定管理者の場合】**契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び指定管理者における個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項(指定管理者の委託先の監査等に関する事項を含む。)〈第3号サ〉	
☑	⑬ 関係法令の遵守に関する事項〈第3号シ〉	仕様書等に記載する。
4. 委託先又は指定管理者に係る確認事項(第4号、第6号～第10号)		
・委託先又は指定管理者に業務を行わせるに当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第4号、第6号～第10号〉		
☑	確認事項	確認事項への具体的対応・代替措置等
☑	⑭ 委託先又は指定管理者における責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認するか。〈第4号〉	情報管理責任者の役職・氏名、情報の管理体制、従事する作業員の役職・氏名、役割等を示した管理体制図の提出を求める。
☑	⑮ 委託する業務又は指定管理者が行う業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容及びその量等に応じて、作業の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理の状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認を行うか。〈第6号〉	委託先事業所においては当区以外の個人情報も取り扱っており、実地検査の実施は他の個人情報の保護及び営業上の機密保持の観点から困難であること等から、仕様書等による規定が遵守されているか、書面により確認を行うこととする。
☑	⑯ **【外部委託の場合】**委託先が再委託を行う場合、委託先に、再委託先に行わせる業務の内容、取り扱わせる保有個人情報の範囲及びその妥当性の確認並びに①～⑭の措置を講じさせ、再委託される業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて委託先を通じて又は個人情報保護管理責任者自らが⑮の措置を実施するか。(保有個人情報の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合(再々委託以降に委託を行う場合を含む。)を含む。)〈第7号〉	委託先と再委託先の契約において、再委託先に行わせる業務の内容、取り扱わせる個人情報の範囲及び①～⑭の措置に関して確認を行い、個人情報を適切に管理させる。また、必要に応じて、委託先を通じてまたは個人情報管理責任者自らが⑮の措置を実施する。
無	⑰ **【指定管理者の場合】**指定管理者が委託を行う場合、指定管理者に、⑯の外部委託の例により必要な措置を講じさせるか。〈第8号〉	
☑	⑱ **委託先又は指定管理者に個人情報を提供するに当たり**、漏えい等による被害発生のリスクを低減する観点から、委託する業務又は指定管理者が行う業務の内容、保有個人情報の秘匿性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずるか。〈第9号〉	提供する個人情報は全て業務に必要であるため、当該措置は実施しない。
☑	⑲ 委託先又は指定管理者との個人情報の授受に当たり、漏えい等を防止するために必要な措置を講ずるか。〈第10号〉	仕様書等にて、個人情報を取り扱う業務を履行する際には、漏えい等を防止するために必要な措置を講じる必要がある旨を記載する

報告	32

杉並区個人情報の保護に関する安全管理措置等基準　自己点検表

対象業務名	知的障害者通所施設施設利用に関する業務
主管部課名	保健福祉部障害者施設支援課

該当	点検事項	新規・変更	実施予定年月日	根拠法令等
	個人情報の保有等		令和　年　月　日	
○	外部委託	新規	令和8年10月1日	
	指定管理		令和　年　月　日	
	労働者派遣		令和　年　月　日	
	目的外利用		令和　年　月　日	
	外部提供		令和　年　月　日	
○	電算入力	新規	令和8年10月1日	
○	外部結合	新規	令和8年10月1日	

案件の概要

区立すぎのき生活園において施設職員の業務負担軽減及び事務処理の効率化を図ることを目的として、インターネット上での介護給付費等の請求や施設利用者の台帳・支援記録の管理を可能とするシステムを導入する。
システムはクラウド方式であり、施設利用者の個人情報が、システム事業者のクラウドサービスサーバで保存されることになるため、以下の事項について、自己点検を実施する。

【外部委託】
施設利用者支援記録システムの運用保守に関し、「氏名」等9項目を民間事業者に取り扱わせる。

【電算入力】
知的障害者通所施設施設利用の業務に関し、利用者情報を新たにクラウド方式のシステムにより管理するため、「氏名」等9項目を記録する。

【外部結合】
障害者施設支援課で調達する「PC」、「タブレット」、「スマートフォン」と民間事業者の「クラウドサービスサーバ」を「インターネット回線」で外部結合し、「氏名」等9項目を提供・取得する。

デジタル・セキュリティ部会での審議結果	令和　年　月　日
	報告了承
	以下のとおり
	（　　）

備考	

外部委託の記録1

業務の名称	知的障害者通所施設施設利用　　に関する業務	
部課名	保健福祉部障害者施設支援課	
委託先の区分	民間事業者(データ管理を含むシステム運用保守)	
委託の期間	☐ 単年度　☑ 継続	
委託の内容	施設利用者支援記録システムの運用保守業務	
再委託の内容・理由		
委託の条件	☑ 個人情報に関する秘密保持	☑ 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応
	☑ 個人情報の目的外利用の禁止	☑ 個人情報の消去、媒体の返還及び廃棄
	☑ 保有個人情報に係る業務の再委託の制限	☑ 法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任
	☑ 個人情報の第三者への提供の制限	☑ 契約内容の遵守状況についての定期的報告
	☑ 個人情報の複製等の制限	☑ 個人情報の取扱状況を把握するための監査等
	☑ 個人情報の安全管理措置	☑ 関係法令の遵守
個人情報の授受の方法	☐ 閲覧　☐ 文書　☐ 磁気媒体　☑ 外部結合　☐ その他:	
	外部結合による授受	外部結合の記録 1　のとおり

項番	委託先が取り扱う保有個人情報の項目
1	氏名
2	住所
3	生年月日
4	性別
5	家族構成
6	電話番号
7	主治医
8	施設入所状況
9	障害状況
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	

項番	委託先が取り扱う保有個人情報の項目
26	
27	
28	
29	
30	
31	
32	
33	
34	
35	
36	
37	
38	
39	
40	
41	
42	
43	
44	
45	
46	
47	
48	
49	
50	

報告	32

自己点検表②-1(☑外部委託・□指定管理者)

業務の名称	知的障害者通所施設施設利用に関する業務
主管部課名	保健福祉部障害者施設支援課
業務の根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
利用目的(全体)	利用者の指導訓練及び支援方針確立・利用者の健康管理

委託先又は指定管理者に行わせる業務の内容〈第1号〉	ア	施設利用者支援記録システムの運用保守業務
	イ	
	ウ	
	エ	
再委託等を行う業務の内容(再委託等を行う場合)		

No	委託先等に取り扱わせる保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	委託先等が取扱う保有個人情報(業務別) ア	イ	ウ	エ	1. 委託先等に取り扱わせる保有個人情報(第5号) ・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を取り扱わせる必要があるか。〈第5号〉 ☑	委託先等に取り扱わせることが必要な理由
1	氏名	○				☑	運用保守するシステムがクラウド方式であり、情報が事業者のクラウドサービスサーバに保存されるため
2	住所	○				☑	運用保守するシステムがクラウド方式であり、情報が事業者のクラウドサービスサーバに保存されるため
3	生年月日	○				☑	運用保守するシステムがクラウド方式であり、情報が事業者のクラウドサービスサーバに保存されるため
4	性別	○				☑	運用保守するシステムがクラウド方式であり、情報が事業者のクラウドサービスサーバに保存されるため
5	家族構成	○				☑	運用保守するシステムがクラウド方式であり、情報が事業者のクラウドサービスサーバに保存されるため
6	電話番号	○				☑	運用保守するシステムがクラウド方式であり、情報が事業者のクラウドサービスサーバに保存されるため
7	主治医	○				☑	運用保守するシステムがクラウド方式であり、情報が事業者のクラウドサービスサーバに保存されるため
8	施設入所状況	○				☑	運用保守するシステムがクラウド方式であり、情報が事業者のクラウドサービスサーバに保存されるため
9	障害状況	○				☑	運用保守するシステムがクラウド方式であり、情報が事業者のクラウドサービスサーバに保存されるため
10						□	

報告	32

自己点検表②-2(☑外部委託・□指定管理者)

業務の名称	知的障害者通所施設施設利用に関する業務
主管部課名	保健福祉部障害者施設支援課
業務の根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
利用目的(全体)	利用者の指導訓練及び支援方針確立・利用者の健康管理

2. 委託先又は指定管理者が取り扱う個人情報の重要度に応じ、
委託事業者又は指定管理者の選定に関する選定基準等を定めているか。〈第2号〉

☑	選定に使用した選定基準等
☑	① 個人情報に係る外部委託契約仕様書の特記ガイドライン

3. 委託先又は指定管理者に係る契約条項(第3号)

・契約の締結に当たり、次の事項を契約書等に明記するか。〈第3号〉

☑		契約書等への記載事項	契約書に記載しない場合、その理由と代替措置
☑	②	個人情報に関する秘密保持、利用目的以外の目的のための利用の禁止等の義務に関する事項〈第3号ア〉	個人情報に係る特記仕様書に記載し、契約を締結する。
☑	③	**【外部委託の場合】**再委託の制限又は事前承認等の再委託に係る条件等に関する事項(当該再委託先が、委託先の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。)である場合も同様とする。)〈第3号イ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載し、契約を締結する。
無	④	**【指定管理者の場合】**委託の制限又は事前承認等の委託に係る条件等に関する事項(当該委託先が、指定管理者の子会社である場合も同様とする。)〈第3号ウ〉	
☑	⑤	個人情報の第三者への提供の制限に関する事項〈第3号エ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載し、契約を締結する。
☑	⑥	個人情報の複製等の制限に関する事項〈第3号オ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載し、契約を締結する。
☑	⑦	個人情報の安全管理措置に関する事項〈第3号カ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載し、契約を締結する。
☑	⑧	個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項〈第3号キ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載し、契約を締結する。
☑	⑨	委託終了時における個人情報の消去、媒体の返還及び廃棄に関する事項〈第3号ク〉	個人情報に係る特記仕様書に記載し、契約を締結する。
☑	⑩	法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項〈第3号ケ〉	仕様書に記載し、契約を締結する。
☑	⑪	**【外部委託の場合】**契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び委託先における委託された個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項(再委託先の監査等に関する事項を含む。)〈第3号コ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載し、契約を締結する。
無	⑫	**【指定管理者の場合】**契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び指定管理者における個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項(指定管理者の委託先の監査等に関する事項を含む。)〈第3号サ〉	
☑	⑬	関係法令の遵守に関する事項〈第3号シ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載し、契約を締結する。

4. 委託先又は指定管理者に係る確認事項(第4号、第6号～第10号)

・委託先又は指定管理者に業務を行わせるに当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第4号、第6号～第10号〉

☑		確認事項	確認事項への具体的対応・代替措置等
☑	⑭	委託先又は指定管理者における責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認するか。〈第4号〉	委託先に情報管理体制表等の書面の提出を求める。
☑	⑮	委託する業務又は指定管理者が行う業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容及びその量等に応じて、作業の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理の状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認を行うか。〈第6号〉	受託者はクラウドサービス提供事業者であり、委託先との個人情報の授受はシステムへの入力に限定されるため、実地検査による確認は行わないが、少なくとも年に1回以上は、特記事項遵守状況の報告を求める。
☑	⑯	**【外部委託の場合】**委託先が再委託を行う場合、委託先に、再委託先に行わせる業務の内容、取り扱わせる保有個人情報の範囲及びその妥当性の確認並びに①～⑭の措置を講じさせ、再委託される業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて委託先を通じて又は個人情報保護管理責任者自らが⑮の措置を実施するか。(保有個人情報の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合(再々委託以降に委託を行う場合を含む。)を含む。)〈第7号〉	再委託は行わない。
無	⑰	**【指定管理者の場合】**指定管理者が委託を行う場合、指定管理者に、⑯の外部委託の例により必要な措置を講じさせるか。〈第8号〉	
☑	⑱	**委託先又は指定管理者に個人情報を提供するに当たり**、漏えい等による被害発生のリスクを低減する観点から、委託する業務又は指定管理者が行う業務の内容、保有個人情報の秘匿性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずるか。〈第9号〉	施設利用者支援記録システムの運用保守業務を行うために提供する個人情報はすべて委託する業務に必要なため、当該措置は実施しない。
☑	⑲	委託先又は指定管理者との個人情報の授受に当たり、漏えい等を防止するために必要な措置を講ずるか。〈第10号〉	委託先との個人情報の授受はシステムへの入力に限定する

電子計算組織への記録

電子計算組織の名称	施設利用者支援記録システム		
利用業務	No	利用業務名	利用部課名
	1	知的障害者通所施設施設利用に関する業務	保健福祉部障害者施設支援課
	2		
	3		
	4		
	5		
	6		
	7		

項番	記録の項目
1	氏名
2	住所
3	生年月日
4	性別
5	家族構成
6	電話番号
7	主治医
8	施設入所状況
9	障害状況
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	

項番	記録の項目
26	
27	
28	
29	
30	
31	
32	
33	
34	
35	
36	
37	
38	
39	
40	
41	
42	
43	
44	
45	
46	
47	
48	
49	
50	

報告	32

自己点検表⑤-1(電算入力)

業務の名称	知的障害者通所施設施設利用に関する業務
主管部課名	保健福祉部障害者施設支援課
業務の根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
利用目的(全体)	利用者の指導訓練及び支援方針確立・利用者の健康管理

システム名	施設利用者支援記録システム
区の機関が管理する電子計算組織への記録を行う業務の内容 (電子計算組織の処理内容・利用方法)	施設利用者支援記録システムによる利用者支援記録等の作成・管理等を行う

No	区の機関が管理する電子計算組織に記録する保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 電子計算組織に記録する保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号) 業務の実施に当たり、当該保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録する必要があるか。 〈第1号〉	
		☑	電子計算組織への記録が必要な理由
1	氏名	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため
2	住所	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため
3	生年月日	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため
4	性別	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため
5	家族構成	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため
6	電話番号	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため
7	主治医	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため
8	施設入所状況	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため
9	障害状況	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため
10		□	

No	区の機関が管理する電子計算組織に記録する保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 電子計算組織に記録する保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号) 業務の実施に当たり、当該保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録する必要があるか。 〈第1号〉	
		☑	電子計算組織への記録が必要な理由
11		□	
12		□	
13		□	
14		□	
15		□	
16		□	
17		□	
18		□	
19		□	
20		□	

報告	32

自己点検表⑤-2(電算入力)

業務の名称	知的障害者通所施設施設利用に関する業務
主管部課名	保健福祉部障害者施設支援課
業務の根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
利用目的(全体)	利用者の指導訓練及び支援方針確立・利用者の健康管理

2. 電子計算組織に係る確認事項(第2号～第5号)

・保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録するに当たっての確認事項〈第2号〉

☑	①	対象者数〈第2号ア〉	90	人	☑	②	操作員数〈第2号イ〉	55	人	☑	③	操作員種別〈第2号ウ〉	区職員	操作員の詳細〈第2号ウ関連〉	すぎのき生活園職員
☑	④	データ処理件数〈第2号エ〉	900	件	☑	⑤	操作端末種別〈第2号オ〉	独自調達端末(独自ネットワーク)		(その他の場合)操作端末の詳細〈第2号オ関連〉					

・区の機関が管理する電子計算組織への記録に当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第3号～第5号〉

☑		確認事項			確認事項への具体的対応・代替措置等
☑	⑥	保有個人情報の秘匿性等その内容(※)に応じて必要な措置を行うか。〈第3号〉 ※特定の個人の識別の容易性の程度、要配慮個人情報の有無、漏えい等が発生した場合に生じ得る被害の性質・程度など	☑	バックアップ	バックアップは毎日自動で実施しており、31世代分を保持している。
			☑	データの暗号化	データは、通信時にTLS 1.2以上による暗号化を実施するとともに、保存データについても暗号化機能により保護されている。
			☑	ログの取得管理	監査ログ機能によりアクセスログ等を取得し、一定期間保存している。また、法令等で定められた保存期間および削除時期を管理し、年1回以上の確認を実施している。
			☑	パスワード認証	独自調達端末は個人のIDとパスワード認証を行う。また、パスワードは90日に1度変更を行う。
			無	ICカード認証	
			☑	生体認証	生体認証に対応している端末を調達する。
			無	データ持ち出し管理ソフトの導入	
			☑	ウイルス対策ソフトの導入	調達する端末のPC及びタブレットにはウイルス対策ソフトを導入する。
			☑	無停電電源装置(UPS)の導入	データセンターには、24時間365日稼働の無停電電源装置(UPS)と非常用電源が備えられている。
			無	(その他)	
☑	⑦	アクセスする権限を有する職員等の範囲及び権限の内容を、業務を行う上で必要最小限の範囲に限定しているか。〈第4号〉	知的障害者通所施設施設利用に関する業務に従事するすぎのき生活園の職員に限定している		
☑	⑧	保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、保有個人情報の複製及び送信並びに保有個人情報が記録された媒体の外部への送付及び持ち出しができる場合を必要最小限に限定しているか。〈第5号〉	保有個人情報の複製及び送信並びに保有個人情報が記録された媒体の外部への送付及び持ち出しは行わない。		

外部結合の記録1

業務の名称	知的障害者通所施設施設利用　　に関する業務
部課名	保健福祉部障害者施設支援課
外部結合の相手方	民間事業者（データ管理を含むシステム運用保守） ※電気通信回線の接続先
外部結合の方法	☐ LGWAN回線　☑ インターネット回線　☐ 専用回線： ☐ その他：
外部結合を行う理由	施設利用者支援記録システム内のデータを管理するため
外部結合によって個人情報を提供・取得する相手方	民間事業者（データ管理を含むシステム運用保守）
関連帳票	外部委託の記録　1

項番	外部結合による**提供**をした個人情報の項目
1	氏名
2	住所
3	生年月日
4	性別
5	家族構成
6	電話番号
7	主治医
8	施設入所状況
9	障害状況
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	
26	
27	
28	
29	
30	

項番	外部結合による**取得**をした個人情報の項目
1	氏名
2	住所
3	生年月日
4	性別
5	家族構成
6	電話番号
7	主治医
8	施設入所状況
9	障害状況
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	
26	
27	
28	
29	
30	

報告	32

自己点検表⑥-1(外部結合)

業務の名称	知的障害者通所施設施設利用に関する業務
主管部課名	保健福祉部障害者施設支援課
業務の根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
利用目的(全体)	利用者の指導訓練及び支援方針確立・利用者の健康管理

システム名	施設利用者支援記録システム
外部結合を行う 業務の内容	施設利用者支援記録システムによる利用者支援記録等の作成・管理等

外部結合によって提供する 保有個人情報・取得する個人情報 ※下線は要配慮個人情報			1. 外部結合によって提供・取得する個人情報の妥当性(第1号・第2号) ・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を外部結合により提供又は当該個人情報を外部結合により取得する必要があるか。〈第1号・第2号〉	
No	提供する保有個人情報	取得する個人情報	☑	外部結合が必要な理由
1	氏名	氏名	☑	施設利用者台帳システム内のデータを管理するため
2	住所	住所	☑	施設利用者台帳システム内のデータを管理するため
3	生年月日	生年月日	☑	施設利用者台帳システム内のデータを管理するため
4	性別	性別	☑	施設利用者台帳システム内のデータを管理するため
5	家族構成	家族構成	☑	施設利用者台帳システム内のデータを管理するため
6	電話番号	電話番号	☑	施設利用者台帳システム内のデータを管理するため
7	主治医	主治医	☑	施設利用者台帳システム内のデータを管理するため
8	施設入所状況	施設入所状況	☑	施設利用者台帳システム内のデータを管理するため
9	障害状況	障害状況	☑	施設利用者台帳システム内のデータを管理するため
10			□	

報告	32

自己点検表⑥-2(外部結合)

業務の名称	知的障害者通所施設施設利用に関する業務
主管部課名	保健福祉部障害者施設支援課
業務の根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
利用目的(全体)	利用者の指導訓練及び支援方針確立・利用者の健康管理

2. 外部結合に係る確認事項(第3号～第13号)

外部結合に係る基本情報〈第3号・第4号〉

☑	①	外部結合の相手方〈第3号〉	民間事業者	相手方の詳細〈第3号関連〉	クラウドサービス事業者
☑	②	外部結合の方法〈第4号〉	インターネット回線	その他の場合の詳細〈第4号関連〉	

・【提供の場合のみ】外部結合に当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第5号～第13号〉

☑		確認事項	確認事項への具体的対応・代替措置等		
☑	③	外部結合により保有個人情報の提供を行う根拠は何か。〈第5号・第6号〉	根拠	**根拠をプルダウンから選択⇒**	❶【利用目的内の場合】外部結合によって提供する法令根拠又は相当の理由がある
				【利用目的のための外部結合による提供】 保有個人情報を外部結合によって提供する法令根拠又は相当の理由があるとき。	
			具体的内容	**【根拠法令、本人同意の方法、相当の理由、特別な理由等について記載】** 施設利用者支援記録システム内のデータを管理するため	
無	④	法第69条第2項第3号の規定に基づき他の行政機関等に保有個人情報を外部結合によって提供する場合であって、必要があると認めるときは、法第70条の規定に基づき、⑤及び⑥に規定する措置を講ずるか。〈第7号〉			
無	⑤	法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を外部結合によって提供する場合にあっては、法第70条の規定に基づき、提供先との間において、原則として、利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等を記載した書面(電磁的記録を含む。)を取り交わすか。〈第8号〉			
無	⑥	⑤のほか、法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を外部結合によって提供する場合にあっては、法第70条の規定に基づき、保有個人情報の取扱いに係る安全確保の措置を講ずることを求めるとともに、必要があると認めるときは、当該提供をする前又は随時に実地の調査等を行い、当該措置の状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の必要な措置を講ずるか。〈第9号〉			
☑	⑦	**個人情報を提供するに当たり、**漏えい等による被害発生のリスクを低減する観点から、提供先の利用目的、保有個人情報の秘匿性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号等に置き換える等の措置を講ずるか。〈第10号〉	施設利用者支援記録システムの運用保守業務を行うために提供する個人情報はすべて委託する業務に必要なため、当該措置は実施しない。		
無	⑧	法第71条第1項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を外部結合によって提供する場合にあっては、同項の規定に基づき本人の同意を得るか。〈第11号〉			
無	⑨	法第71条第1項の規定に基づき本人の同意を得る場合にあっては、同条第2項の規定に基づき当該本人に参考となるべき外国における個人情報の保護に関する制度に係る情報等を提供するか。〈第12号〉			
無	⑩	法第71条第3項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を外部結合によって提供した場合にあっては、同項の規定に基づき必要な措置を講じるか。〈第13号〉			

報告	33

杉並区個人情報の保護に関する安全管理措置等基準　自己点検表

対象業務名	障害者自立支援給付に関する業務
主管部課名	保健福祉部障害者施設支援課

該当	点検事項	新規・変更	実施予定年月日	根拠法令等
	個人情報の保有等		令和　年　月　日	
○	外部委託	新規	令和8年10月1日	
	指定管理		令和　年　月　日	
	労働者派遣		令和　年　月　日	
	目的外利用		令和　年　月　日	
	外部提供		令和　年　月　日	
○	電算入力	新規	令和8年10月1日	
○	外部結合	新規	令和8年10月1日	

案件の概要

区立すぎのき生活園において施設職員の業務負担軽減及び事務処理の効率化を図ることを目的として、インターネット上での介護給付費等の請求や施設利用者の台帳・支援記録の管理を可能とするシステムを導入する。
システムはクラウド方式であり、施設利用者の個人情報が、システム事業者のクラウドサービスサーバで保存されることになるため、以下の事項について、自己点検を実施する。

【外部委託】
障害者自立支援給付支払等システムの運用保守に関し、「受給者証番号」等9項目を民間事業者に取り扱わせる。

【電算入力】
障害者自立支援給付の業務に関し、新たにクラウド方式のシステムで情報を管理するため、「受給者証番号」等9項目を記録する。

【外部結合】
障害者施設支援課で調達するPCと民間事業者の「クラウドサービスサーバ」を「インターネット回線」で外部結合し、「受給者証番号」等9項目を提供・取得する。

デジタル・セキュリティ部会での審議結果	令和　年　月　日
	報告了承
	以下のとおり
	（　　）

備考	

外部委託の記録1

業務の名称	障害者自立支援給付　　に関する業務	
部課名	保健福祉部障害者施設支援課	
委託先の区分	民間事業者(データ管理を含むシステムの運用保守)	
委託の期間	☐ 単年度　☑ 継続	
委託の内容	障害者自立支援給付支払等システムの運用保守業務	
再委託の内容・理由	障害者自立支援給付支払等システムの運用保守業務の一部を再委託とする。	
委託の条件	☑ 個人情報に関する秘密保持	☑ 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応
	☑ 個人情報の目的外利用の禁止	☑ 個人情報の消去、媒体の返還及び廃棄
	☑ 保有個人情報に係る業務の再委託の制限	☑ 法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任
	☑ 個人情報の第三者への提供の制限	☑ 契約内容の遵守状況についての定期的報告
	☑ 個人情報の複製等の制限	☑ 個人情報の取扱状況を把握するための監査等
	☑ 個人情報の安全管理措置	☑ 関係法令の遵守
個人情報の授受の方法	☐ 閲覧　☐ 文書　☐ 磁気媒体　☑ 外部結合　☐ その他:	
	外部結合による授受	外部結合の記録 1　のとおり

項番	委託先が取り扱う保有個人情報の項目
1	受給者証番号
2	住所
3	氏名
4	生年月日
5	障害種別
6	受給申請・認定状況
7	支援計画の内容
8	口座情報
9	請求情報
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	

項番	委託先が取り扱う保有個人情報の項目
26	
27	
28	
29	
30	
31	
32	
33	
34	
35	
36	
37	
38	
39	
40	
41	
42	
43	
44	
45	
46	
47	
48	
49	
50	

報告	33

自己点検表②-1(☑外部委託・□指定管理者)

業務の名称	障害者自立支援給付に関する業務
主管部課名	保健福祉部障害者施設支援課
業務の根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
利用目的(全体)	介護給付費等の請求・利用者負担金の納付

委託先又は指定管理者に行わせる業務の内容〈第1号〉	ア	障害者自立支援給付支払等システムの運用保守業務
	イ	
	ウ	
	エ	
再委託等を行う業務の内容(再委託等を行う場合)	障害者自立支援給付支払等システムの運用保守業務の一部を再委託とする。	

No	委託先等に取り扱わせる保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	委託先等が取扱う保有個人情報(業務別) ア	イ	ウ	エ	1. 委託先等に取り扱わせる保有個人情報(第5号) ・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を取り扱わせる必要があるか。〈第5号〉 ☑	委託先等に取り扱わせることが必要な理由
1	受給者証番号	○				☑	運用保守するシステムがクラウド方式であり、情報が事業者のクラウドサービスサーバに保存されるため
2	住所	○				☑	運用保守するシステムがクラウド方式であり、情報が事業者のクラウドサービスサーバに保存されるため
3	氏名	○				☑	運用保守するシステムがクラウド方式であり、情報が事業者のクラウドサービスサーバに保存されるため
4	生年月日	○				☑	運用保守するシステムがクラウド方式であり、情報が事業者のクラウドサービスサーバに保存されるため
5	障害種別	○				☑	運用保守するシステムがクラウド方式であり、情報が事業者のクラウドサービスサーバに保存されるため
6	受給申請・認定状況	○				☑	運用保守するシステムがクラウド方式であり、情報が事業者のクラウドサービスサーバに保存されるため
7	支援計画の内容	○				☑	運用保守するシステムがクラウド方式であり、情報が事業者のクラウドサービスサーバに保存されるため
8	口座情報	○				☑	運用保守するシステムがクラウド方式であり、情報が事業者のクラウドサービスサーバに保存されるため
9	請求情報	○				☑	運用保守するシステムがクラウド方式であり、情報が事業者のクラウドサービスサーバに保存されるため
10						□	

報告	33

自己点検表②-2(☑外部委託・□指定管理者)

業務の名称	障害者自立支援給付に関する業務
主管部課名	保健福祉部障害者施設支援課
業務の根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
利用目的(全体)	介護給付費等の請求・利用者負担金の納付

2. 委託先又は指定管理者が取り扱う個人情報の重要度に応じ、委託事業者又は指定管理者の選定に関する選定基準等を定めているか。〈第2号〉			
☑	選定に使用した選定基準等		
☑	①	個人情報に係る外部委託契約仕様書の特記ガイドライン	
3. 委託先又は指定管理者に係る契約条項(第3号)			
・契約の締結に当たり、次の事項を契約書等に明記するか。〈第3号〉			
☑	契約書等への記載事項	契約書に記載しない場合、その理由と代替措置	
☑	②	個人情報に関する秘密保持、利用目的以外の目的のための利用の禁止等の義務に関する事項〈第3号ア〉	個人情報に係る特記仕様書に記載し、契約を締結する。
☑	③	**【外部委託の場合】**再委託の制限又は事前承認等の再委託に係る条件等に関する事項(当該再委託先が、委託先の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。)である場合も同様とする。)〈第3号イ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載し、契約を締結する。
無	④	**【指定管理者の場合】**委託の制限又は事前承認等の委託に係る条件等に関する事項(当該委託先が、指定管理者の子会社である場合も同様とする。)〈第3号ウ〉	
☑	⑤	個人情報の第三者への提供の制限に関する事項〈第3号エ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載し、契約を締結する。
☑	⑥	個人情報の複製等の制限に関する事項〈第3号オ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載し、契約を締結する。
☑	⑦	個人情報の安全管理措置に関する事項〈第3号カ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載し、契約を締結する。
☑	⑧	個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項〈第3号キ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載し、契約を締結する。
☑	⑨	委託終了時における個人情報の消去、媒体の返還及び廃棄に関する事項〈第3号ク〉	個人情報に係る特記仕様書に記載し、契約を締結する。
☑	⑩	法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項〈第3号ケ〉	仕様書に記載し、契約を締結する。
☑	⑪	**【外部委託の場合】**契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び委託先における委託された個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項(再委託先の監査等に関する事項を含む。)〈第3号コ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載し、契約を締結する。
無	⑫	**【指定管理者の場合】**契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び指定管理者における個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項(指定管理者の委託先の監査等に関する事項を含む。)〈第3号サ〉	
☑	⑬	関係法令の遵守に関する事項〈第3号シ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載し、契約を締結する。
4. 委託先又は指定管理者に係る確認事項(第4号、第6号～第10号)			
・委託先又は指定管理者に業務を行わせるに当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第4号、第6号～第10号〉			
☑	確認事項	確認事項への具体的対応・代替措置等	
☑	⑭	委託先又は指定管理者における責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認するか。〈第4号〉	委託先に情報管理体制表等の書面の提出を求める。
☑	⑮	委託する業務又は指定管理者が行う業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容及びその量等に応じて、作業の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理の状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認を行うか。〈第6号〉	受託者はクラウドサービス提供事業者であり、委託先との個人情報の授受はシステムへの入力に限定されるため、実地検査による確認は行わないが、少なくとも年に1回以上は、特記事項遵守状況の報告を求める。
☑	⑯	**【外部委託の場合】**委託先が再委託を行う場合、委託先に、再委託先に行わせる業務の内容、取り扱わせる保有個人情報の範囲及びその妥当性の確認並びに①～⑭の措置を講じさせ、再委託される業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて委託先を通じて又は個人情報保護管理責任者自らが⑮の措置を実施するか。(保有個人情報の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合(再々委託以降に委託を行う場合を含む。)を含む。)〈第7号〉	再委託先についても、クラウドサービス提供事業者であり、再委託先との個人情報の授受はシステムへの入力に限定されるため、⑮の措置同様、委託先を通じて少なくとも年に1回以上は、特記事項遵守状況の報告を求める。
無	⑰	**【指定管理者の場合】**指定管理者が委託を行う場合、指定管理者に、⑯の外部委託の例により必要な措置を講じさせるか。〈第8号〉	
☑	⑱	**委託先又は指定管理者に個人情報を提供するに当たり**、漏えい等による被害発生のリスクを低減する観点から、委託する業務又は指定管理者が行う業務の内容、保有個人情報の秘匿性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずるか。〈第9号〉	障害者自立支援給付支払等システムの運用保守業務を行うために提供する個人情報はすべて委託する業務に必要なため、当該措置は実施しない。
☑	⑲	委託先又は指定管理者との個人情報の授受に当たり、漏えい等を防止するために必要な措置を講ずるか。〈第10号〉	委託先との個人情報の授受はシステムへの入力に限定する

電子計算組織への記録

電子計算組織の名称	障害者自立支援給付支払等システム		
利用業務	No	利用業務名	利用部課名
	1	障害者自立支援給付に関する業務	保健福祉部障害者施設支援課
	2		
	3		
	4		
	5		
	6		
	7		

項番	記録の項目
1	受給者証番号
2	住所
3	氏名
4	生年月日
5	障害種別
6	受給申請・認定状況
7	支援計画の内容
8	口座情報
9	請求情報
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	

項番	記録の項目
26	
27	
28	
29	
30	
31	
32	
33	
34	
35	
36	
37	
38	
39	
40	
41	
42	
43	
44	
45	
46	
47	
48	
49	
50	

報告	33

自己点検表⑤-1（電算入力）

業務の名称	障害者自立支援給付に関する業務
主管部課名	保健福祉部障害者施設支援課
業務の根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
利用目的（全体）	介護給付費等の請求・利用者負担金の納付

システム名	障害者自立支援給付支払等システム
区の機関が管理する電子計算組織への記録を行う業務の内容（電子計算組織の処理内容・利用方法）	障害者自立支援給付支払等システムによる介護給付費請求・利用者負担金の納付等

No	区の機関が管理する電子計算組織に記録する保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1．電子計算組織に記録する保有個人情報の範囲及び妥当性（第1号） 業務の実施に当たり、当該保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録する必要があるか。〈第1号〉	
		☑	電子計算組織への記録が必要な理由
1	受給者証番号	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため
2	住所	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため
3	氏名	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため
4	生年月日	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため
5	障害種別	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため
6	受給申請・認定状況	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため
7	支援計画の内容	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため
8	口座情報	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため
9	請求情報	☑	正確で効率的な事務処理を実施するため
10		□	

No	区の機関が管理する電子計算組織に記録する保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1．電子計算組織に記録する保有個人情報の範囲及び妥当性（第1号） 業務の実施に当たり、当該保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録する必要があるか。〈第1号〉	
		☑	電子計算組織への記録が必要な理由
11		□	
12		□	
13		□	
14		□	
15		□	
16		□	
17		□	
18		□	
19		□	
20		□	

報告	33

自己点検表⑤-2(電算入力)

業務の名称	障害者自立支援給付に関する業務
主管部課名	保健福祉部障害者施設支援課
業務の根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
利用目的(全体)	介護給付費等の請求・利用者負担金の納付

2. 電子計算組織に係る確認事項(第2号～第5号)

・保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録するに当たっての確認事項〈第2号〉

☑	①	対象者数〈第2号ア〉	90	人	☑	②	操作員数〈第2号イ〉	5	人	☑	③	操作員種別〈第2号ウ〉	区職員	操作員の詳細〈第2号ウ関連〉	すぎのき生活園職員
☑	④	データ処理件数〈第2号エ〉	270	件	□	⑤	操作端末種別〈第2号オ〉	独自調達端末(独自ネットワーク)		(その他の場合)操作端末の詳細〈第2号オ関連〉					

・区の機関が管理する電子計算組織への記録に当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第3号～第5号〉

☑		確認事項			確認事項への具体的対応・代替措置等
☑	⑥	保有個人情報の秘匿性等その内容(※)に応じて必要な措置を行うか。〈第3号〉 ※特定の個人の識別の容易性の程度、要配慮個人情報の有無、漏えい等が発生した場合に生じ得る被害の性質・程度など	☑	バックアップ	データセンターにて差分バックアップを毎日、フルバックアップを週単位で取得している。
			☑	データの暗号化	データは暗号化されている(データ通信はTLS1.3により暗号化されている。)
			☑	ログの取得管理	クラウドサービス上のアクセスログ等、監査ログ機能により、一定期間保存されている。 システムにて、ログを確認することが可能である。
			☑	パスワード認証	独自調達端末は個人のIDとパスワード認証を行う。また、パスワードは90日に1度変更を行う。
			無	ICカード認証	
			☑	生体認証	生体認証に対応している端末を調達する。
			無	データ持ち出し管理ソフトの導入	
			☑	ウイルス対策ソフトの導入	調達する端末にはウイルス対策ソフトを導入する。
			☑	無停電電源装置(UPS)の導入	データセンターに無停電電源装置が導入されている。
			無	(その他)	
☑	⑦	アクセスする権限を有する職員等の範囲及び権限の内容を、業務を行う上で必要最小限の範囲に限定しているか。〈第4号〉	障害者自立支援給付に関する業務に従事するすぎのき生活園の職員に限定している		
☑	⑧	保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、保有個人情報の複製及び送信並びに保有個人情報が記録された媒体の外部への送付及び持ち出しができる場合を必要最小限に限定しているか。〈第5号〉	保有個人情報の複製及び送信並びに保有個人情報が記録された媒体の外部への送付及び持ち出しは行わない。		

外部結合の記録1

業務の名称	障害者自立支援給付　　に関する業務
部課名	保健福祉部障害者施設支援課
外部結合の相手方	民間事業者(データ管理を含むシステムの運用保守) ※電気通信回線の接続先
外部結合の方法	☐ LGWAN回線　☑ インターネット回線　☐ 専用回線: ☐ その他:
外部結合を行う理由	障害者自立支援給付支払等システム内のデータを管理するため
外部結合によって個人情報を提供・取得する相手方	民間事業者(データ管理を含むシステムの運用保守)
関連帳票	外部委託の記録 1

項番	外部結合による**提供**をした個人情報の項目
1	受給者証番号
2	住所
3	氏名
4	生年月日
5	障害種別
6	受給申請・認定状況
7	支援計画の内容
8	口座情報
9	請求情報
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	
26	
27	
28	
29	
30	

項番	外部結合による**取得**をした個人情報の項目
1	受給者証番号
2	住所
3	氏名
4	生年月日
5	障害種別
6	受給申請・認定状況
7	支援計画の内容
8	口座情報
9	請求情報
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	
26	
27	
28	
29	
30	

報告	33

自己点検表⑥-1(外部結合)

業務の名称	障害者自立支援給付に関する業務
主管部課名	保健福祉部障害者施設支援課
業務の根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
利用目的(全体)	介護給付費等の請求・利用者負担金の納付

システム名	障害者自立支援給付支払等システム
外部結合を行う業務の内容	障害者自立支援給付支払等システムによる介護給付費請求・利用者負担金の納付等

外部結合によって提供する保有個人情報・取得する個人情報 ※下線は要配慮個人情報			1. 外部結合によって提供・取得する個人情報の妥当性(第1号・第2号) ・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を外部結合により提供又は当該個人情報を外部結合により取得する必要があるか。〈第1号・第2号〉	
No	提供する保有個人情報	取得する個人情報	☑	外部結合が必要な理由
1	受給者証番号	受給者証番号	☑	障害者自立支援給付支払等システム内のデータを管理するため
2	住所	住所	☑	障害者自立支援給付支払等システム内のデータを管理するため
3	氏名	氏名	☑	障害者自立支援給付支払等システム内のデータを管理するため
4	生年月日	生年月日	☑	障害者自立支援給付支払等システム内のデータを管理するため
5	障害種別	障害種別	☑	障害者自立支援給付支払等システム内のデータを管理するため
6	受給申請・認定状況	受給申請・認定状況	☑	障害者自立支援給付支払等システム内のデータを管理するため
7	支援計画の内容	支援計画の内容	☑	障害者自立支援給付支払等システム内のデータを管理するため
8	口座情報	口座情報	☑	障害者自立支援給付支払等システム内のデータを管理するため
9	請求情報	請求情報	☑	障害者自立支援給付支払等システム内のデータを管理するため
10			□	

報告	33

自己点検表⑥-2(外部結合)

業務の名称	障害者自立支援給付に関する業務
主管部課名	保健福祉部障害者施設支援課
業務の根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
利用目的(全体)	介護給付費等の請求・利用者負担金の納付

2. 外部結合に係る確認事項(第3号～第13号)					
外部結合に係る基本情報〈第3号・第4号〉					
☑	①	外部結合の相手方〈第3号〉	民間事業者	相手方の詳細〈第3号関連〉	クラウドサービス事業者
☑	②	外部結合の方法〈第4号〉	インターネット回線	その他の場合の詳細〈第4号関連〉	

・【提供の場合のみ】外部結合に当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第5号～第13号〉

☑		確認事項	確認事項への具体的対応・代替措置等		
無	③	外部結合により保有個人情報の提供を行う根拠は何か。〈第5号・第6号〉	根拠	**根拠をプルダウンから選択⇒**	❶【利用目的内の場合】外部結合によって提供する法令根拠又は相当の理由がある
				【利用目的のための外部結合による提供】 保有個人情報を外部結合によって提供する法令根拠又は相当の理由があるとき。	
			具体的内容	**【根拠法令、本人同意の方法、相当の理由、特別な理由等について記載】** 障害者自立支援給付支払等システム内のデータを管理するため	
無	④	法第69条第2項第3号の規定に基づき他の行政機関等に保有個人情報を外部結合によって提供する場合であって、必要があると認めるときは、法第70条の規定に基づき、⑤及び⑥に規定する措置を講ずるか。〈第7号〉			
無	⑤	法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を外部結合によって提供する場合にあっては、法第70条の規定に基づき、提供先との間において、原則として、利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等を記載した書面(電磁的記録を含む。)を取り交わすか。〈第8号〉			
無	⑥	⑤のほか、法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を外部結合によって提供する場合にあっては、法第70条の規定に基づき、保有個人情報の取扱いに係る安全確保の措置を講ずることを求めるとともに、必要があると認めるときは、当該提供をする前又は随時に実地の調査等を行い、当該措置の状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の必要な措置を講ずるか。〈第9号〉			
☑	⑦	**個人情報を提供するに当たり、**漏えい等による被害発生のリスクを低減する観点から、提供先の利用目的、保有個人情報の秘匿性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号等に置き換える等の措置を講ずるか。〈第10号〉	障害者自立支援給付支払等システムの運用保守業務を行うために提供する個人情報はすべて委託する業務に必要なため、当該措置は実施しない。		
無	⑧	法第71条第1項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を外部結合によって提供する場合にあっては、同項の規定に基づき本人の同意を得るか。〈第11号〉			
無	⑨	法第71条第1項の規定に基づき本人の同意を得る場合にあっては、同条第2項の規定に基づき当該本人に参考となるべき外国における個人情報の保護に関する制度に係る情報等を提供するか。〈第12号〉			
無	⑩	法第71条第3項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を外部結合によって提供した場合にあっては、同項の規定に基づき必要な措置を講じるか。〈第13号〉			

報告	34

杉並区個人情報の保護に関する安全管理措置等基準　自己点検表

対象業務名	子どもの医療費助成に関する業務
主管部課名	子ども家庭部管理課

該当	点検事項	新規・変更	実施予定年月日	根拠法令等
○	個人情報の保有等	変更	令和8年10月	
	外部委託		令和　年　月　日	
	指定管理		令和　年　月　日	
	労働者派遣		令和　年　月　日	
	目的外利用		令和　年　月　日	
	外部提供		令和　年　月　日	
	電算入力		令和　年　月　日	
	外部結合		令和　年　月　日	

案件の概要	現在、子どもの医療費助成制度における医療費助成では、健康保険への加入を助成要件としているため、申請者に被保険者資格情報が確認できる書類の提出を求め、職員が資格確認を行っている。この手続について、申請者が書類を提出できなかった場合等に、必要に応じて情報連携を活用し、資格情報の確認を行うことで書類の提出を省略し、申請者の負担軽減を図る。 【個人情報の保有等】 個人情報の記録の内容に「個人番号」を追加する。

デジタル・セキュリティ部会での審議結果	令和　年　月　日
	報告了承
	以下のとおり
	（　　）

備考	

登録年月日	令和　5　年　4　月　1　日

個人情報の保有の記録

業務の名称	子どもの医療費助成　　に関する業務	
部課名	子ども家庭部管理課	
個人情報の利用目的	子どもの医療費助成のため	
対象となる個人の範囲	・医療費助成申請勧奨対象者 ・医療費助成申請者及びその子ども	
個人情報の取得方法	☑ 本人から取得　☑ 本人以外から取得	
	本人以外から取得の根拠又は理由	杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
個人情報の記録の方法	☑ 文書(紙)　☐ 共有フォルダ　☑ 電子計算組織　☐ その他:	
電子計算組織の名称(記録項目は別紙「電子計算組織への記録」参照)	1	乳幼児及び義務教育就学児医療費助成事務保管情報管理システム
	2	
	3	
	4	
	5	
	6	

個人情報の記録の内容	基本情報	財産等の情報	心身等の情報	生活状況等の情報	社会活動等の情報
	氏名 住所 性別 生年月日 続柄 電話番号 在留期間 個人番号	収入状況 口座情報	傷病名・傷病歴 身体障害の状況 知的障害の状況 精神障害の状況 検診結果 医療機関名 診療内容	家族構成 扶養関係 生活保護受給の有無 施設入所 同居・別居の別 年金・健康保険加入状況 医療証番号 他公費負担医療費の有無	勤務先

報告	34

自己点検表①(個人情報の保有・本人以外からの個人情報の取得)

業務の名称	子どもの医療費助成に関する業務
主管部課名	子ども家庭部管理課
業務の根拠法令等	
利用目的(全体)	子どもの医療費助成のため

対象となる個人の範囲 (第1号)	・医療費助成申請勧奨対象者 ・医療費助成申請者及びその子ども

No	保有する 個人情報の内容 ※下線は 要配慮個人情報	1. 個人情報の保有(第2号～第5号) ・保有する個人情報の利用目的は何か。<第2号> ・保有する個人情報が利用目的の達成に必要な範囲を超えていないか。<第3号>			1. 個人情報の保有(第2号～第5号) ・利用目的を変更する場合、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲か。<第4号>		1. 個人情報の保有(第2号～第5号) ・本人から直接書面(電磁的記録を含む。)に記録された個人情報を取得するときの利用目的を明示する方法は何か。(法第62条各号のいずれかに該当する場合はその旨)<第5号>		2. 本人以外からの個人情報の取得(第6号) ・本人以外から個人情報を取得する根拠法令又は相当の理由は何か。<第6号>	
		☑	利用目的		☑	変更前の利用目的との相当の関連性	☑	利用目的を明示する方法等	☑	根拠法令又は相当の理由
1	個人番号	☑	被保険者資格情報、保険給付の支給情報を確認するため		□		☑	申請書に記載する	□	
2		□			□		□		□	
3		□			□		□		□	
4		□			□		□		□	
5		□			□		□		□	
6		□			□		□		□	
7		□			□		□		□	
8		□			□		□		□	
9		□			□		□		□	
10		□			□		□		□	

報告	35

杉並区個人情報の保護に関する安全管理措置等基準　自己点検表

対象業務名	妊娠高血圧症候群等医療費助成に関する業務
主管部課名	子ども家庭部地域子育て支援課

該当	点検事項	新規・変更	実施予定年月日	根拠法令等
○	個人情報の保有等	変更	令和8年10月	
	外部委託		令和　年　月　日	
	指定管理		令和　年　月　日	
	労働者派遣		令和　年　月　日	
	目的外利用		令和　年　月　日	
	外部提供		令和　年　月　日	
	電算入力		令和　年　月　日	
	外部結合		令和　年　月　日	

案件の概要

現在、妊娠高血圧症候群等の医療費助成制度における医療費助成では、健康保険への加入等を助成要件としているため、申請者に被保険者資格情報が確認できる書類等の提出を求め、職員が資格確認を行っている。この手続について、情報連携を活用し、資格情報等の確認を行うことで書類の提出を省略し、申請者の負担軽減を図る。

【個人情報の保有等】
個人情報の記録の内容に「個人番号」を追加する。

デジタル・セキュリティ部会での審議結果	令和　年　月　日
	報告了承
	以下のとおり
	（　　）

備考	

登録年月日	令和　5　年　4　月　1　日

個人情報の保有の記録

業務の名称	妊娠高血圧症候群等医療費助成　　に関する業務	
部課名	子ども家庭部地域子育て支援課	
個人情報の利用目的	妊娠高血圧症候群等医療費助成のため	
対象となる個人の範囲	妊娠高血圧症候群及びその関連疾患、糖尿病、貧血、産科出血、心疾患のり患者	
個人情報の取得方法	☑ 本人から取得　☑ 本人以外から取得	
	本人以外から取得の根拠又は理由	杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
個人情報の記録の方法	☑ 文書(紙)　☐ 共有フォルダ　☑ 電子計算組織　☐ その他:	
電子計算組織の名称(記録項目は別紙「電子計算組織への記録」参照)	1	乳幼児及び義務教育就学児医療費助成事務保管情報管理システム
	2	
	3	
	4	
	5	
	6	

個人情報の記録の内容	基本情報	財産等の情報	心身等の情報	生活状況等の情報	社会活動等の情報
	氏名 住所 性別 生年月日 続柄 電話番号 在留期間 個人番号	収入状況 口座情報	傷病名・傷病歴 身体障害の状況 知的障害の状況 精神障害の状況 検診結果 医療機関名 診療内容	家族構成 扶養関係 生活保護受給の有無 施設入所 同居・別居の別 年金・健康保険加入状況 医療証番号 他公費負担医療費の有無	勤務先

報告	35

自己点検表①(個人情報の保有・本人以外からの個人情報の取得)

業務の名称	妊娠高血圧症候群等医療費助成に関する業務
主管部課名	子ども家庭部地域子育て支援課
業務の根拠法令等	
利用目的(全体)	妊娠高血圧症候群等医療費助成のため

対象となる個人の範囲 (第1号)	妊娠高血圧症候群及びその関連疾患、糖尿病、貧血、産科出血、心疾患のり患者

No	保有する 個人情報の内容 ※下線は 要配慮個人情報	1. 個人情報の保有(第2号～第5号)						2. 本人以外からの個人情報の取得(第6号)	
		・保有する個人情報の利用目的は何か。<第2号> ・保有する個人情報が利用目的の達成に必要な範囲を超えていないか。<第3号>		・利用目的を変更する場合、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲か。<第4号>		・本人から直接書面(電磁的記録を含む。)に記録された個人情報を取得するときの利用目的を明示する方法は何か。(法第62条各号のいずれかに該当する場合はその旨)<第5号>		・本人以外から個人情報を取得する根拠法令又は相当の理由は何か。<第6号>	
		☑	利用目的	☑	変更前の利用目的との相当の関連性	☑	利用目的を明示する方法等	☑	根拠法令又は相当の理由
1	個人番号	☑	被保険者資格情報を確認するため	□		☑	申請書に記載する	□	
2		□		□		□		□	
3		□		□		□		□	
4		□		□		□		□	
5		□		□		□		□	
6		□		□		□		□	
7		□		□		□		□	
8		□		□		□		□	
9		□		□		□		□	
10		□		□		□		□	